

せたな町 高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

高齢者が住み慣れた地域で安心して、
生き生きと暮らせる地域づくり



平成30年3月
北海道せたな町

目 次

第1章 計画の基本事項	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の期間.....	2
第4節 日常生活圏域の設定.....	2
第2章 高齢者を取り巻く状況	3
第1節 人口等の状況.....	3
第2節 介護保険事業の実施状況.....	6
第3節 町内高齢者福祉施設の入所（居）状況.....	9
第3節 日常生活圏域ニーズ等調査結果について.....	10
第3章 計画の基本的考え方	11
第1節 計画の基本理念.....	11
第2節 計画の基本目標.....	11
第3節 施策の体系.....	13
第4章 施策の展開	14
第1節 高齢者が安心して暮らせるまち.....	14
第2節 高齢者が健やかに暮らせるまち.....	20
第3節 みんなの支え合いで生き生きとしたまち.....	27
第5章 介護保険事業計画	32
第1節 高齢者人口等の推計.....	32
第2節 介護給付の見込量.....	35
第3節 予防給付の見込量.....	37
第4節 介護保険サービス事業費.....	38
第5節 介護保険料の算定.....	40
第6章 計画の推進	43
第1節 住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築.....	43
第2節 地域資源の把握・有効活用.....	43
第3節 計画の点検・評価.....	43
第7章 介護保険制度の改正	44
第1節 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組.....	44
第2節 医療・介護連携推進等.....	44
第3節 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等.....	45

第4節	現役世代並みの所得のある人の利用者負担割合の見直し.....	46
第5節	介護納付金における総報酬割の導入.....	46
第6節	介護保険の財源割合について.....	46
資料編	47
資料1	せたな町地域総合ケア推進協議会設置規則.....	47
資料2	せたな町地域総合ケア推進協議会委員名簿.....	48
資料3	計画策定経過.....	48

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の趣旨

せたな町では、せたな町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき、健やかに暮らせる福祉のまち（誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり）を目指し、地域包括ケアシステムの充実、介護予防、認知症高齢者対策の重視という観点に立ち、地域の実情に即したサービス提供体制の整備に取り組み、各種の保健・福祉サービスや介護保険サービスを総合的に提供してきました。

しかし、高齢化率の上昇や後期高齢者の増加、核家族化への進行に伴い、増加する要介護・要支援者に対する介護保険サービスの充実、要介護状態になるおそれのある人への介護予防、認知症高齢者対策、また、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯への支援、更には元気高齢者の社会参加と生きがいがいづくりに至るまで、幅広い分野にわたって様々な課題が生じています。

このような状況にあって、第7期計画では中長期的視野に立ち、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供できる地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防、認知症高齢者対策をより一層推進していく必要があります。

また、計画期間内に必要となる介護サービスの見込量を示し、この計画に基づく3か年の第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の水準を推計し計画に記載するとともに、平成37年度（2025年）の保険料の水準も推計し、計画中に示すこととします。

このようなことを踏まえ、国の基本指針に沿いつつ、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し地域包括ケアシステムを構築いたします。また第6期計画の流れを継承し、介護予防、認知症高齢者対策の重視という観点に立ち、地域の実情に即したサービス提供体制の一層の充実を図るため、第7期計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の根拠と位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づいた老人福祉計画と、介護保険法第117条に基づいた介護保険事業計画を法的根拠として、一体的に作成されることとなっています。

「高齢者保健福祉計画」は元気な高齢者を含めた、65歳以上の高齢者全体を対象に、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に自立生活を営むことができるように支援していくための計画です。

また、「介護保険事業計画」は要介護状態にある人又は要介護状態になるおそれのある人を対象として、介護保険事業に係る保険給付サービスの円滑な実施を図るための計画です。

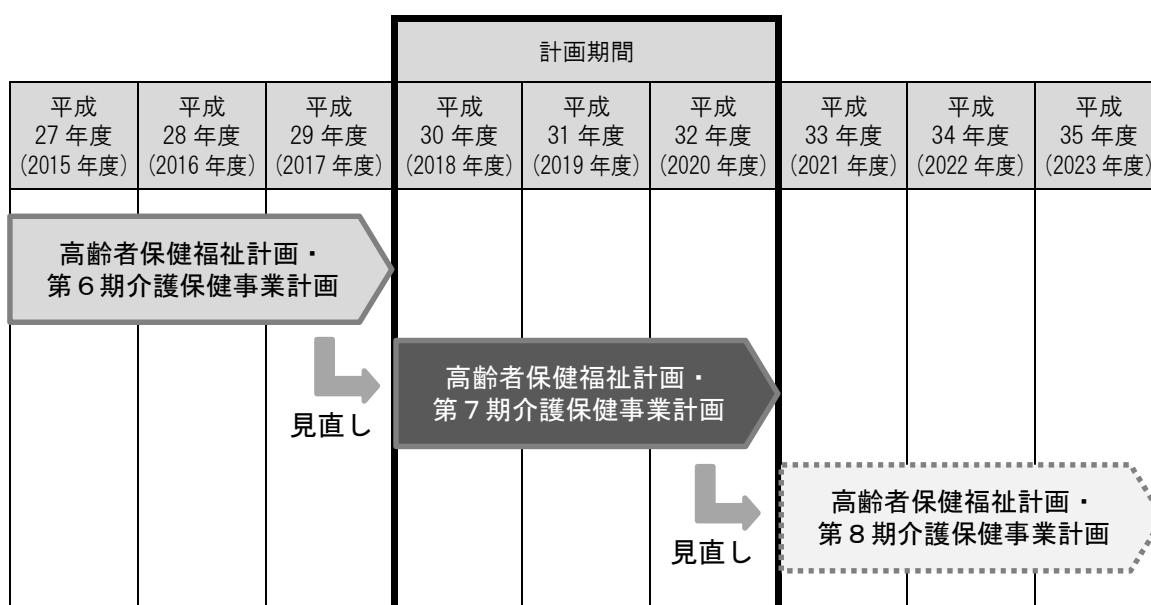
2 関連計画との整合

本計画は、北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」と「せたな町総合計画」、「せたな町地域ケア構想」、「せたな町障害者計画」をはじめ、保健福祉諸計画との整合性を図り策定します。

第3節 計画の期間

本計画は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に進めるため、計画期間は平成30年度を初年度とし、平成32年度までの3年間とします。

この計画は、適正な事業の推進を図るため3年ごとに計画の見直しを行います。



第4節 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、地域の高齢者が住み慣れた地域で、継続して生活できる環境づくりが重要と考え、平成18年度から日常生活圏域を設定しています。

本町においては、地域の特性や人口規模等を踏まえ、町全域を1つの日常生活圏域として設定しました。

地域包括支援センターを中心に、地域の施設及び関係団体との連携を図り、元気な高齢者への介護予防事業から、要支援・要介護高齢者に対する介護サービスまで、幅広い支援体制を構築します。

第2章 高齢者を取り巻く状況

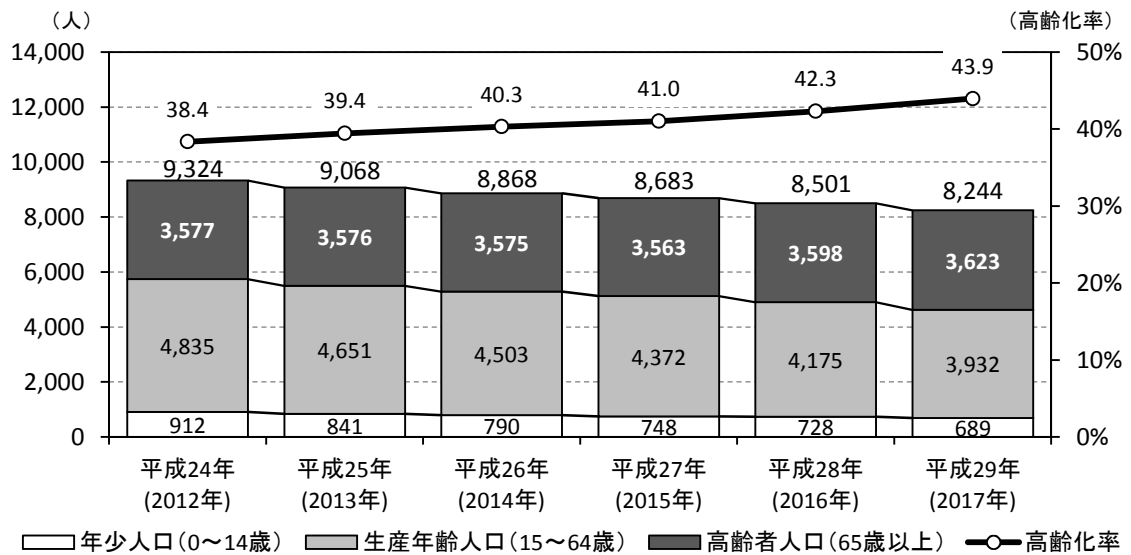
第1節 人口等の状況

1 総人口の推移

平成27年から平成29年までの3年間の人口推移をみると、平成29年の総人口は8,244人で、2年前の平成27年と比べると439人（5.1%）減少しています。

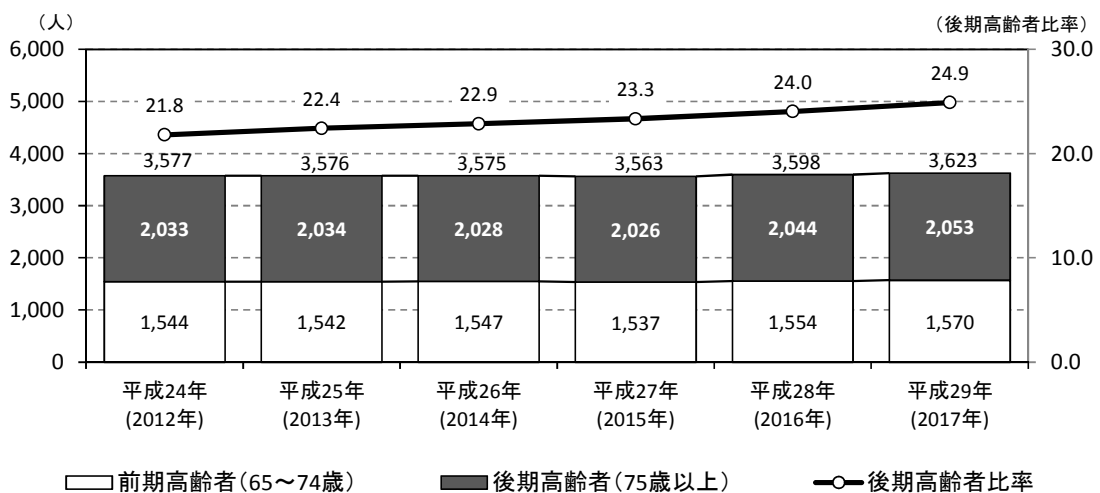
65歳以上の高齢者数は増加しており、平成29年は3,623人となっています。また、高齢化率はゆるやかに上昇を続けており、平成29年には43.9%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



[資料]住民基本台帳（各年9月末時点）

■高齢者数の推移

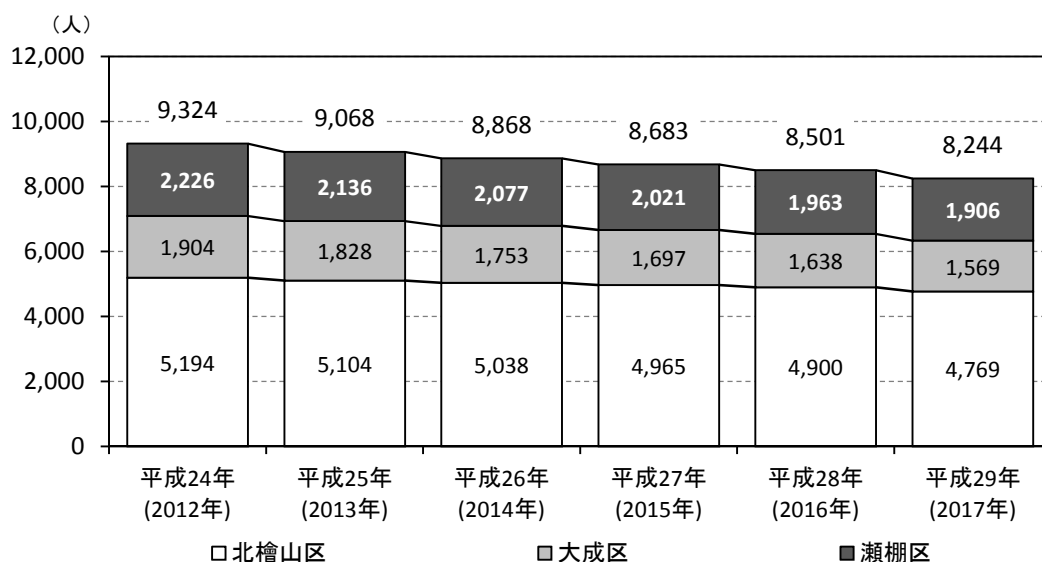


[資料]住民基本台帳（各年9月末時点）

2 地区別人口の推移

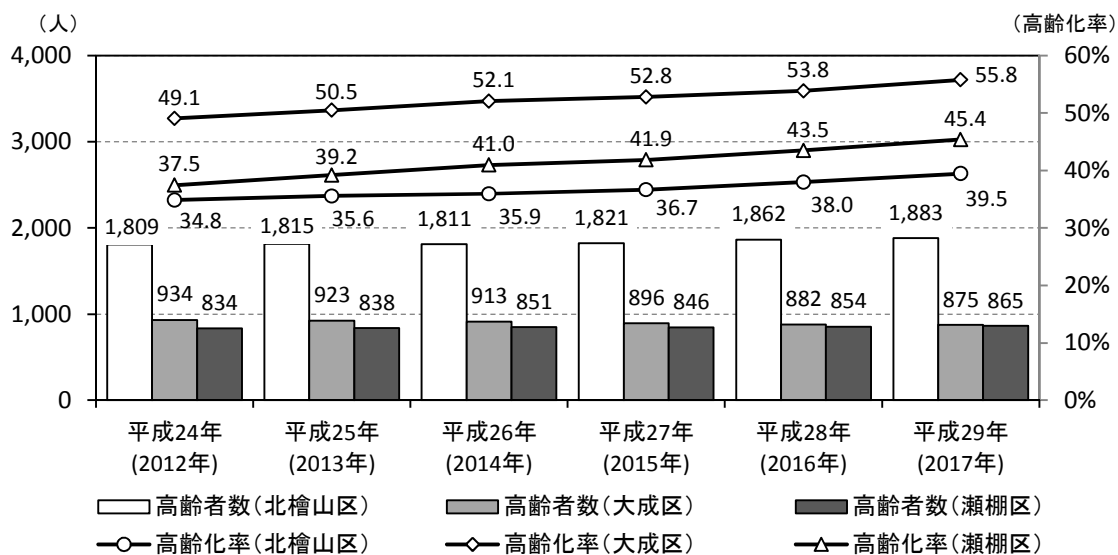
地区別の人口をみると、北檜山区が総人口の6割弱を占め、大成区は2割弱、瀬棚区は2割強となっています。各地区の平成29年の高齢化率をみると、大成区は55.8%と非常に高く、次いで瀬棚区が45.4%、北檜山区が39.5%となっており、それぞれの地区は今後も高齢化率が高くなると予想されます。

■地区別人口の推移



[資料]住民基本台帳（各年9月末時点）

■地区別高齢者数の推移



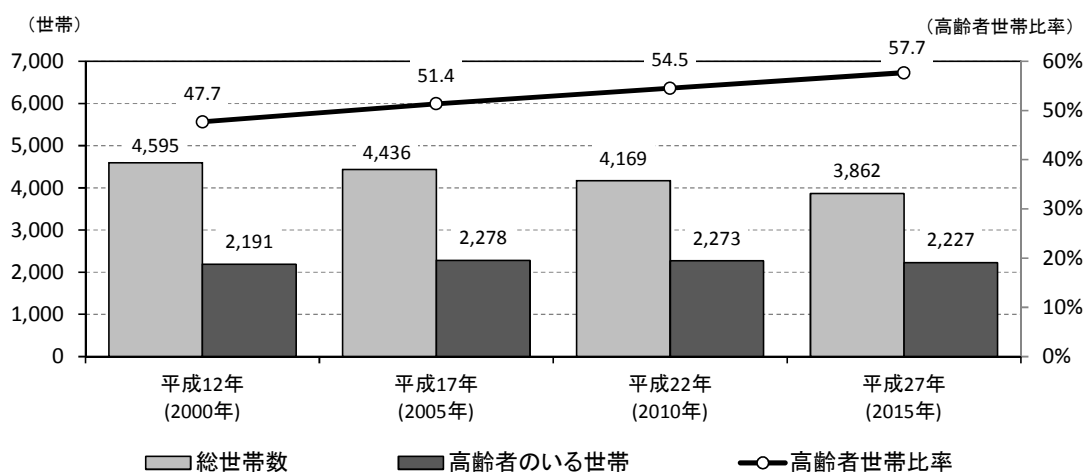
[資料]住民基本台帳（各年9月末時点）

3 世帯数の推移

総世帯数及び高齢者のいる世帯は概ね減少傾向にあります。65歳以上の高齢者のいる世帯は総世帯数と比べて減少速度がゆるやかであるため、総世帯数に占める高齢者世帯の割合は徐々に上昇し、平成27年には57.7%と半数を超えています。

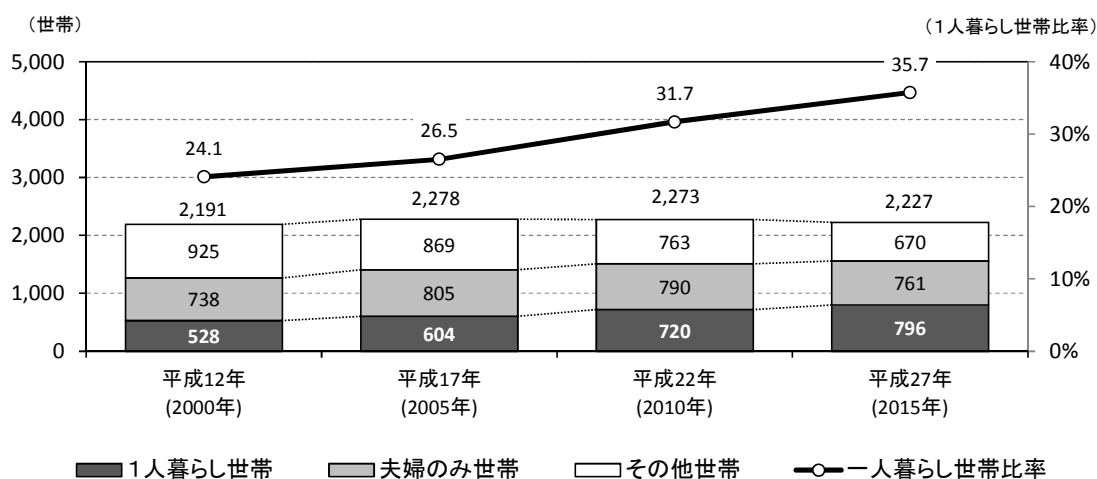
高齢者世帯を世帯類型別にみると、その他世帯¹は減少しているのに対し、1人暮らし世帯は増加傾向にあり、高齢者世帯に占める1人暮らし世帯の割合は平成27年に35.7%となっています。

■ 総世帯数と高齢者のいる世帯の推移



[資料] 国勢調査

■ 世帯類型別高齢者世帯数の推移



[資料] 国勢調査

¹ その他世帯：配偶者以外の家族や親戚と同居している世帯

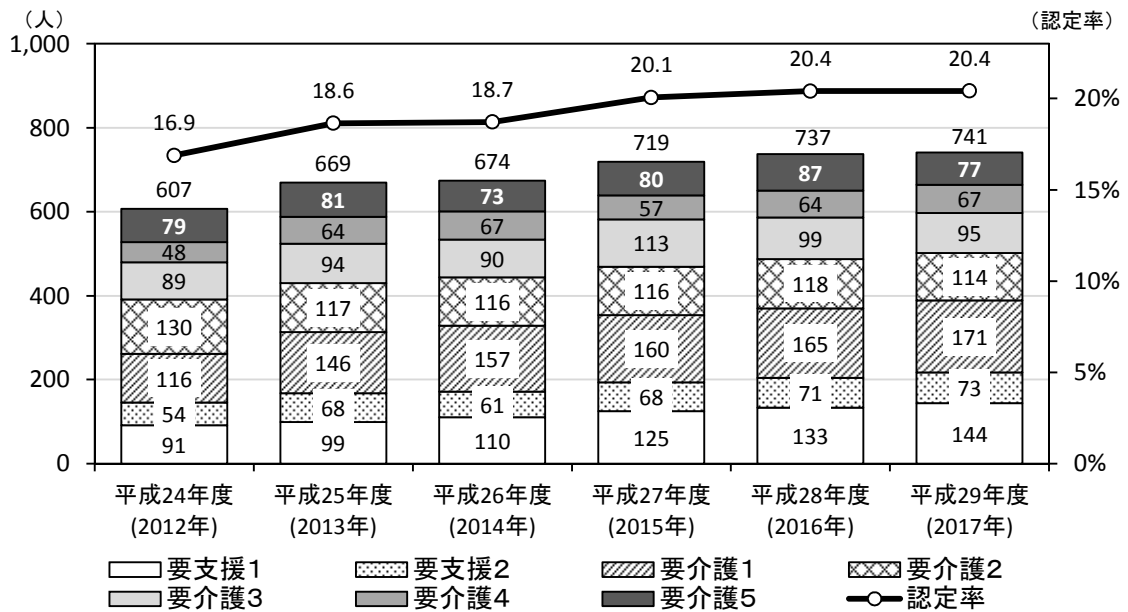
第2節 介護保険事業の実施状況

1 要支援・要介護認定者の状況

要介護度別に要支援・要介護認定者について、平成27年度から平成29年度までの3年間の推移をみると、認定者数は22人増加し、平成29年度の認定率は20.4%となっています。

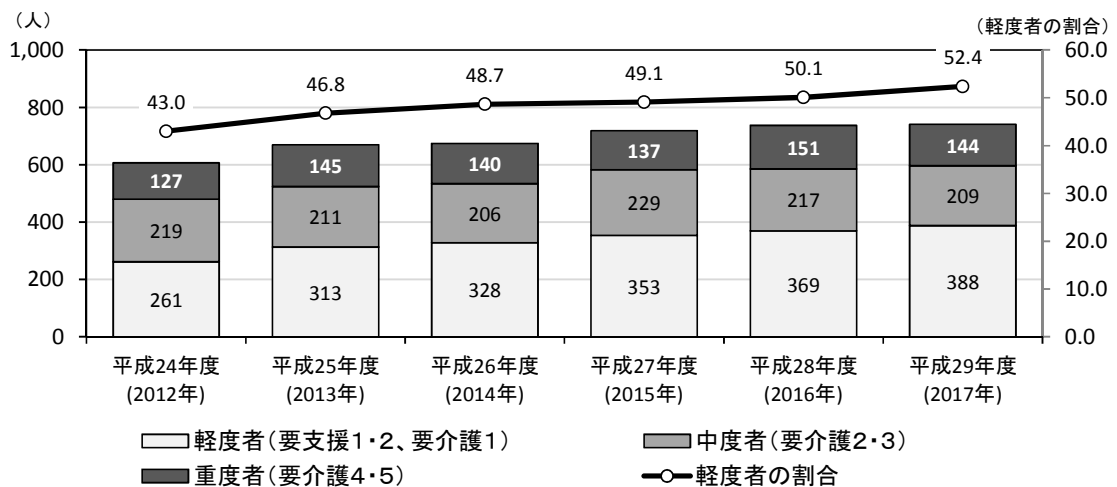
また、軽度者の割合をみると、平成29年度では52.4%と徐々に増えてきており、今後もこの傾向は続くと考えられます。

■要支援・要介護認定者数と認定率の推移



※平成27年度まで：介護保険事業状況報告年報、平成28年度：介護保険事業報告月報（9月）
平成29年度：介護保険事業報告月報（8月）

■軽度、中度、重度者別の認定者数と軽度者割合の推移



※平成27年度まで：介護保険事業状況報告年報、平成28年度：介護保険事業報告月報（9月）
平成29年度：介護保険事業報告月報（8月）

2 給付対象サービスの利用状況

サービス別の利用人数を対計画比で見ると、施設サービスでは介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護はほぼ計画通りに推移しましたが、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設は計画を下回る実績でした。

居住系サービス及び在宅サービスは概ね計画を下回る実績となっていますが、福祉用具貸与は平成27年度、平成28年度ともに実績が計画を上回っています。

■介護保険サービス別利用人数

	計画値(人)			実績値(人)		対計画比	
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 28年度
施設サービス	1,968	1,968	1,956	1,864	1,844	94.7%	93.7%
介護老人福祉施設	1,320	1,320	1,320	1,328	1,307	100.6%	99.0%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	348	348	348	343	351	98.6%	100.9%
介護老人保健施設	252	252	252	156	159	61.9%	63.1%
介護療養型医療施設	48	48	36	37	27	77.1%	56.3%
居住系サービス	768	804	1,188	709	687	89.2%	85.4%
特定施設入居者生活介護	156	168	180	113	78	72.4%	46.4%
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	348	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護	612	636	660	596	609	97.4%	95.8%
在宅サービス	-	-	-	-	-	-	-
訪問介護	1,548	1,596	1,632	1,354	1,422	87.5%	89.1%
訪問看護	156	180	204	101	71	64.7%	39.4%
訪問リハビリテーション	300	324	372	284	284	94.7%	87.7%
居宅療養管理指導	504	528	552	133	98	26.4%	18.6%
通所介護	2,580	2,688	2,688	2,381	2,385	92.3%	88.7%
通所リハビリテーション	36	36	48	13	22	36.1%	61.1%
短期入所生活介護	348	336	336	244	283	70.1%	84.2%
短期入所療養介護(老健)	36	36	36	2	3	5.6%	8.3%
福祉用具貸与	1,368	1,464	1,644	1,522	1,726	111.3%	117.9%
特定福祉用具販売	60	60	60	56	51	93.3%	85.0%
住宅改修	72	84	108	40	55	55.6%	65.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	0	0	0	0	14	-	-
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	3,864	4,128	4,548	3,584	3,898	92.8%	92.8%

資料：実績値/介護保険事業状況報告年報

3 給付費の状況

サービス別の給付費を対計画比で見ると、施設サービス、居住系サービス及び在宅サービスいずれも計画を下回る実績となっています。

個別サービス別で見ると、居宅療養管理指導が計画を大きく上回っているほか、認知症対応型共同生活介護、福祉用具貸与は平成27年度、平成28年度ともに計画を上回る利用実績となっています。

■介護保険サービス別給付費

	計画値(人)			実績値(人)		対計画比	
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 28年度
施設サービス	429,054	428,347	423,847	401,217	389,173	93.7%	90.9%
介護老人福祉施設	290,489	289,928	289,928	277,114	268,728	95.4%	92.7%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	75,410	75,264	75,264	73,485	72,003	97.4%	95.7%
介護老人保健施設	45,155	45,155	45,155	36,347	37,928	80.5%	84.0%
介護療養型医療施設	18,000	18,000	13,500	14,271	10,514	79.3%	58.4%
居住系サービス	161,744	163,815	227,058	158,315	153,469	97.9%	93.7%
特定施設入居者生活介護	23,987	26,106	27,632	17,890	12,790	74.6%	49.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	60,110	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護	137,757	137,709	139,316	140,425	140,679	101.9%	102.2%
在宅サービス	243,762	256,627	274,314	216,892	161,475	88.7%	88.9%
訪問介護	59,232	62,819	69,477	48,318	48,888	81.6%	77.9%
訪問入浴介護	0	0	0	0	47	-	-
訪問看護	2,341	3,004	3,188	1,833	1,910	78.3%	63.6%
訪問リハビリテーション	8,006	9,227	11,106	5,137	6,110	64.2%	66.2%
居宅療養管理指導	478	456	473	722	712	151.0%	156.1%
通所介護	91,377	96,287	100,198	91,449	91,343	100.1%	94.9%
通所リハビリテーション	914	1,258	1,392	448	1,202	49.0%	95.5%
短期入所生活介護	22,321	22,016	21,095	14,852	18,952	66.5%	86.1%
短期入所療養介護(老健)	1,217	1,217	1,217	155	0	12.7%	0.0%
福祉用具貸与	10,213	10,465	11,529	12,002	12,595	117.5%	120.4%
特定福祉用具販売	1,197	1,220	1,221	1,637	1,245	136.8%	102.0%
住宅改修	5,599	6,188	6,862	3,771	5,330	67.4%	86.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	600	1,334	-	-
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	238	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	40,867	42,470	46,556	35,968	38,202	88.0%	90.0%
合計	834,560	848,789	925,219	776,425	770,752	93.0%	90.8%

[資料]実績値/介護保険事業状況報告年報

第3節 町内高齢者福祉施設の入所（居）状況

1 介護保険施設

名称	定員 (人)	入所者(人)						計	待機者 (人)
		要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5		
介護老人福祉施設									
特別養護老人ホーム きたひやま荘	50		0	1	18	14	17	50	19
特別養護老人ホーム 大成長生園	50		1	5	17	11	14	48	35
認知症対応型共同生活介護									
グループホーム はるかぜ	18	0	3	3	4	5	3	18	16
瀬棚高齢者グループ ホームあさなぎ	9	0	4	4	1	0	0	9	15
グループホーム灯り	18	0	6	5	6	1	0	18	10
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護									
小規模特別養護 老人ホームせたな雅荘	29		0	0	6	10	13	29	19

※平成 29 年 11 月末現在

■施設の概要

施設種別	施設の概要	利用者負担
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	65 歳以上の方で、常時介護を必要としかつ 在宅での生活が困難な方が入所する施設。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1～3 割自己負担 ・ 食費・居住費は別途自己負担
認知症対応型共同生活 介護 (グループホーム)	認知症により、家庭での生活が困難な 65 歳 以上の方が入居する施設。	

2 その他の施設

名称	定員(人)	入所者(人)	待機者(人)
養護老人ホーム			
瀬棚養護老人ホーム 三杉荘	50	47	2
生活支援ハウス			
北檜山生活支援ハウ ス ぬくだまり	12	8	0
瀬棚生活支援ハウス かざみどり	10	6	0

※平成 29 年 11 月末現在

■施設の概要

施設種別	施設の概要	利用者負担
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により、家庭 での生活が困難な 65 歳以上の方が入所する施 設。	・ 負担能力 (本人・扶養義務者) に応じて負担
生活支援ハウス	60 歳以上の一人暮らし、又は夫婦等の世帯 であって、独立して生活するのに不安のある	・ 収入に応じて階層別の負担 ・ 維持管理費・光熱水費等を自

施設種別	施設の概要	利用者負担
	方が入居する施設。	己負担。

第3節 日常生活圏域ニーズ等調査結果について

1 地域や自宅での生活を続けていくために必要な支援・サービス

地域や自宅での生活を続けていくために必要な支援・サービスをたずねたところ、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の回答が最も多い結果となっています。

また、在宅介護実態調査においては「外出同行（通院、買い物など）」も移送サービスに次いで上位回答となっており、在宅での生活を続けていくためには、地域における移動支援の充実が求められていると考えられます。

2 高齢者向けの住環境づくりで必要なこと

一般高齢者及び要支援認定者向けのアンケートでは、高齢者向けの住環境づくりで必要なことは、「老人福祉施設（老人ホーム等）の増床」が46.4%を占めているだけでなく、高齢者向け住宅の確保が上位回答となっています。今後も一人暮らし高齢者が増加することを考慮すると、見守りや生活支援の充実は必要不可欠であり、そのようなサービスが付属している高齢者入居施設の充実が求められています。

3 在宅介護において介護者が不安に感じること

要介護認定者を在宅介護で介護している人にとって不安に感じることは、「認知症状への対応」が35.8%で最も多くなっています。認知症高齢者は今後も増えることが予想されることから、認知症ケア体制の整備など認知症施策の充実を図ることが必要です。また、介護者への支援に向けて、認知症の正しい理解と対応方法を知ることができる講座の開催や、レスパイトケア²の充実が必要と考えられます。

4 今後力を入れるべき施策

高齢者施策として力を入れてほしい施策をたずねたところ、「医療体制・訪問診療の充実」が最も多い結果となっています。

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、医療の充実が必要であり、在宅介護を推進していく上では、自宅で医療を受けることができる訪問診療の充実が課題であると考えられます。

² レスパイトケア：在宅で要介護状態の方が介護サービスなどを利用している間、介護者である家族などが一時的に介護から解放され、休息をとることができるようにする支援のこと。

第3章 計画の基本的考え方

第1節 計画の基本理念

せたな町地域ケア構想の基本理念である『健やかに暮らせる福祉のまち～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり～』を目指して、高齢者の保健福祉施策を推進してきました。

高齢化が進展していく中、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等が多様化している今日、高齢者が持っている豊富な経験や知識、特技等を地域社会に生かすことができる環境づくりと、互いに助け合い支え合う、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してゆく必要があります。

一方、要介護者も増加する中、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、個人の尊厳が尊重され、安心して生活していくことができるよう、町民、事業者等と連携・協働して高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の構築そして深化を目指して、着実に計画を推進していくことが必要です。

第7期計画においても第6期計画におけるこれらの考え方を踏襲し、ここに本計画の基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念】
高齢者が住み慣れた地域で安心して、
生き生きと暮らせる地域づくり

第2節 計画の基本目標

基本目標1 高齢者が安心して暮らせるまち

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を送るためには、介護保険サービスはもとより、高齢者の在宅生活を支える様々なサービスや支援が包括的かつ継続的に行われる必要があります。

町では、増加を続ける一人暮らしや夫婦世帯の高齢者が、安心して生活できるよう在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、高齢者一人ひとりが介護保険サービスを含む様々なサービスや資源を活用しながら、継続的に支援が受けられる地域包括ケアシステムの構築を町が中心となって推進します。

基本目標 2 高齢者が健やかに暮らせるまち

本町の高齢化率は人口の減少と高齢者数の増加により徐々に増加し、平成29年には43.9%となっています。

その中で、私たちが目指すべき方向は、単なる長寿ではなく、高齢者一人ひとりが元気で活動的に生活し、またお互いに助け合うことのできる高齢社会の構築です。

このため、高齢者が住み慣れた地域で継続した生活が送れるよう、健康づくりと介護予防事業の実施により、多様な主体による柔軟な取組を推進していきます。

基本目標 3 みんなの支え合いで生き生きとしたまち

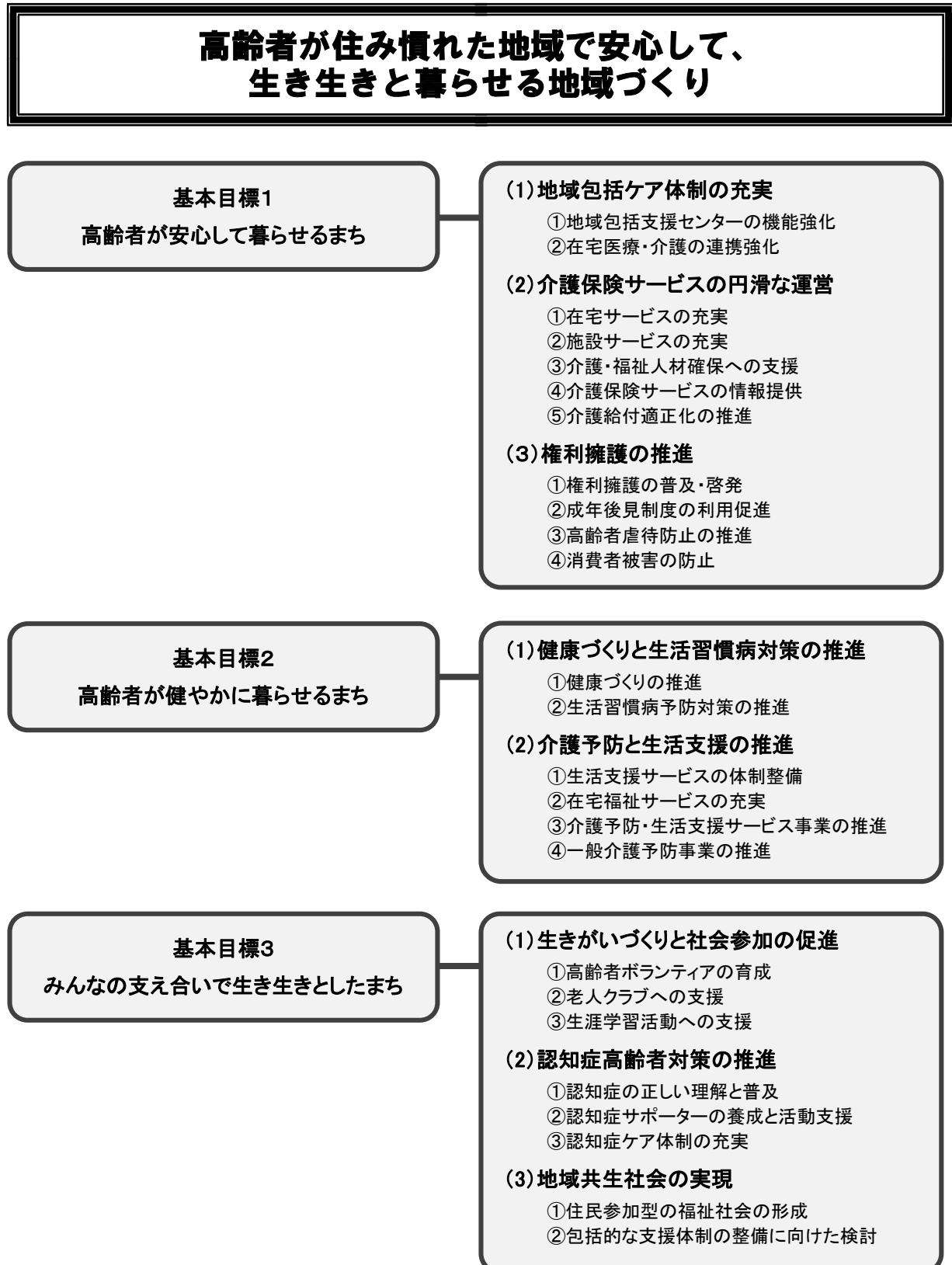
これからますます増えていくことが予測される認知症高齢者や一人暮らし高齢者など支援を必要とする人々を、高齢者を含む社会全体で支える必要があります。

地域での支え合いについては、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいそれぞれのサービスを提供する関係機関及び地域住民、ボランティア等の団体が密接に連携することにより、様々な課題を抱える高齢者に対して、それぞれの状態に応じ、必要なときに必要なサービスが円滑かつ適切に提供されることが重要となります。

また、高齢者の誰もが生きがいや役割を持てるまちづくりを進め、高齢者の多様なライフスタイルの実現を支援していきます。

第3節 施策の体系

次に、3つの基本目標を達成するための施策項目を掲げ、基本理念から基本目標、施策の展開へとつながる「施策の体系」を図で示します。



第4章 施策の展開

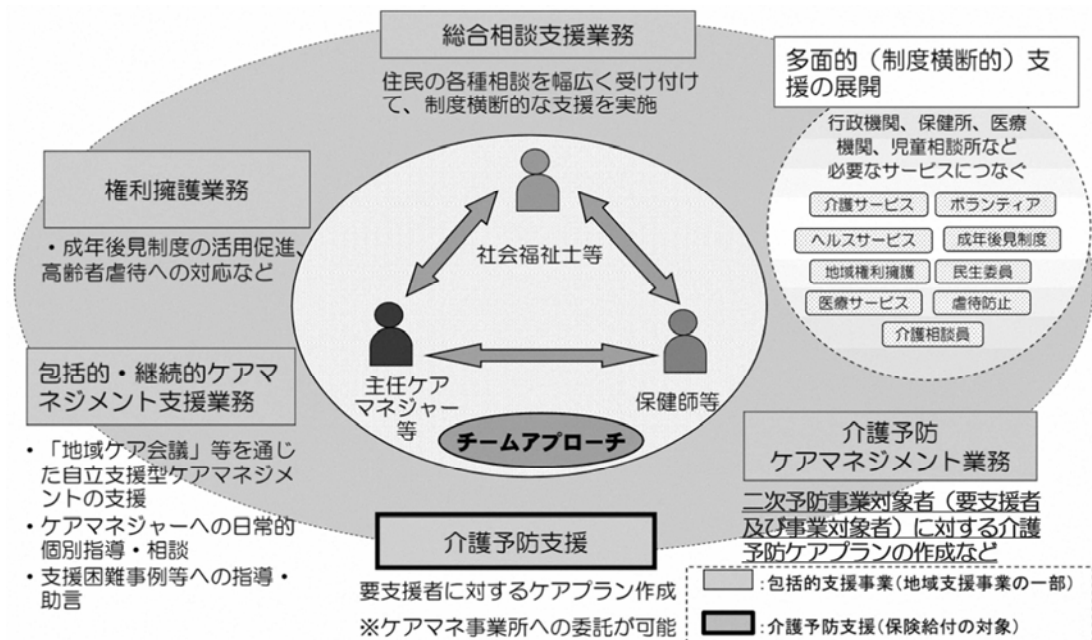
第1節 高齢者が安心して暮らせるまち

1 地域包括ケア体制の充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康維持や生活の安定、介護予防、保健・福祉・医療の向上、権利擁護など、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことを主な業務としています。地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の3職種を設置し、各職種が協働して支援を行っています。

■地域包括支援センターが持つ機能のイメージ



資料：厚生労働省資料より

①介護予防ケアマネジメント事業

高齢者等支援員による訪問対象者や各予防教室等に参加されている方の中で、要支援状態に近い方を把握し、介護予防事業の参加や福祉サービス等の利用につなげ、要介護へ移行しないような取組を行っています。

今後も高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするために、本人のできることはできる限り自分で行うことを基本にしつつ、介護予防ケアマネジメント事業を実施し、要介護状態の悪化防止と軽減を図っていきます。

■介護予防ケアマネジメント事業実績

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
介護予防 ケアマネジメント事業	利用者数（人）	48	29	39	45	36

②総合相談支援事業・権利擁護事業

高齢者が抱える生活上の様々な悩み・問題に対して、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度につなげる等の支援を行っています。

訪問活動を通じて、総合相談窓口として地域包括支援センターが高齢者に認知されてきており、介護認定申請に係る相談を中心として、高齢者を取り巻くあらゆる相談に対応しています。

今後も積極的に訪問活動を取り入れることにより高齢者にとって更に身近な相談窓口としての役割を果たすとともに、今後多様化が予測される相談内容に適切に対応するため、社会福祉協議会等関係機関との連携強化を進めていきます。

■総合相談支援事業・権利擁護事業実績

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
①総合相談支援事業	相談件数（件）	199	258	243	216	221
②権利擁護事業	相談件数（件）	12	14	17	21	9
③権利擁護関係研修会	実施回数（回）	2	2	2	1	3
	参加者数（人）	96	69	77	20	37

③包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者一人ひとりの状態変化に対応した包括的・継続的ケアマネジメント事業を実現するために、主治医、介護支援専門員、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など地域において多職種協働による連携を進めています。

多職種による連携では研修会を開催し、連携に係る知識・技術習得のほか、顔の見える関係づくりを行っています。また、介護支援専門員支援では、ケースの個別支援、資質向上のため研修会を実施しています。

今後も多職種連携の研修会を開催や情報共有を進めていくとともに、困難ケースの支援、ケアプランの作成支援など、専門的な見地から個別対応を行っています。

■包括的・継続的ケアマネジメント事業実績

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
サービス検討会議	大成区（回）	21	21	21	21	21
	北檜山・瀬棚区（回）	24	23	22	21	20
介護従事者研修会	実施回数（回）	2	2	1	2	2
	参加延人数（人）	52	62	68	184	84

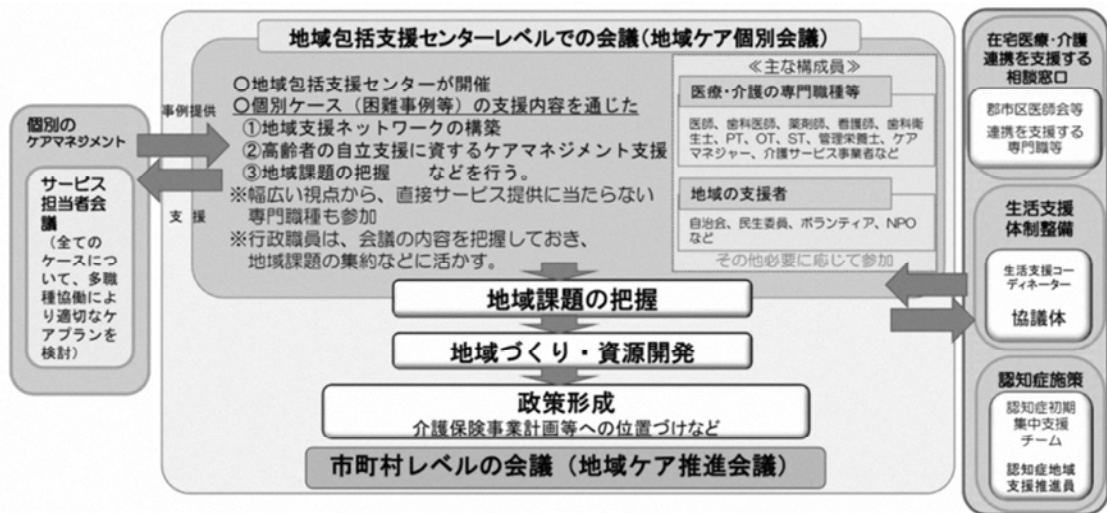
④地域ケア会議の推進

個別ケースの検討等を通じて地域課題を共有し、地域や多職種との連携、地域での資源開発やネットワークづくりを進めるため、地域住民、民生・児童委員、健康づくり推進員、医療関係者、介護サービス事業所等の参加により、地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を開催しています。

地域ケア会議により、個別ケースの情報共有や地域課題の把握だけでなく、地域住民との交流によりネットワーク構築につながってきています。

今後も地域ケア会議を定期的で開催し、地域課題の解決に向けた政策形成等に向けた取組を進めていきます。

■地域ケア会議の機能



■地域ケア会議開催実績

		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
地域ケア会議	実施回数(回)	2	3	2	3
	参集人数(人)	26	34	25	33

(2) 在宅医療・介護の連携強化

疾病を抱えても、家庭や地域の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるために、町内の医療機関・介護サービス事業所等の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行っていきます。

①せたな地域医療と介護の連携推進懇談会の継続

町内の医療・介護・福祉・消防・行政関係者が一堂に会し、懇談会や交流会、研修会を開催し、お互いの顔が見える関係づくりを大切に、それぞれの関係機関が抱える問題や課題を共有してきました。

今後も在宅医療介護の基盤づくりとしてニーズは増加する傾向にあると考えられるため、町内の多職種が連携しやすい共通した仕組みづくりに取り組みながら、引き続き交流会や研修会を通じて連絡会を継続し、在宅医療介護の基盤づくりを進めていきます。

②在宅医療・介護に係る多職種協働による連携の推進

疾病を抱えても自宅等住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活が継続できるためには、日常の療養支援、通院・入院・退院支援、急変時の対応体制、居宅での看取り等の在宅医療体制整備、介護提供体制の構築が重要となります。

本町では医療と介護連携研修会や介護従事者研修会等を通じて、多職種が連携しやすい関係づくりができており、今後もこれらの取組を充実させることにより、多職種の密接な連携による在宅医療・介護提供体制の構築を進めていきます。

2 介護保険サービスの円滑な運営

(1) 在宅サービスの充実

住み慣れた地域で自分らしく暮らすため、自宅で介護サービスを受けながら生活したいという要望は多く、在宅サービスは安定した供給が求められています。

平成29年度には、居宅介護支援事業所をせたな町地域包括支援センター内に立ち上げ、ケアマネジメントの体制強化を図っており、第7期介護保険事業計画期間中にも新たな居宅介護支援事業所の立ち上げが予定されています。

本町では第6期計画期間内で短期入所生活介護や福祉用具貸与の利用実績が伸びており、今後も在宅サービスのニーズは高くなると考えられます。

また、利用者の選択に応じて、「通い」、「宿泊」及び「訪問」を組み合わせることのできる小規模多機能型居宅介護サービスが平成30年8月に開始される予定となっています。

在宅での自立生活を支援するため、一層質的向上を図るとともに安定的な利用に向け、サービス提供体制の充実に努めていきます。

(2) 施設サービスの充実

本町には介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が地域密着型を含めて3施設（129床）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が3施設（45床）整備されており、第6期計画期間内ではほぼ満床の利用となっています。

平成30年にはサービス付き高齢者向け住宅の整備が予定されていることや、特別養護老人ホームについては原則要介護度3以上の利用に限定されているため、今後は入所対象者が減少することも考えられます。

しかし、施設サービスのニーズは今まで同様継続すると考えられるため、今後も施設サービスが安定的に供給されるよう努めていきます。

(3) 介護・福祉人材確保への支援

介護・福祉人材は、地域包括ケアシステムの構築、特に要介護高齢者の生活支援や増大する介護サービスへの対応に不可欠な社会基盤です。しかしながら、賃金水準が低調であることや、業務の過酷さなどの要因により人材の確保が難しい事態となっています。

本町においても介護・福祉人材は慢性的に不足している状況にあり、介護・福祉人材の確保は大きな課題となっています。

今後も、介護初任者研修等の受講料助成支援、看護師並びに介護支援専門員等の採用に向けた各種助成支援、更には外国人従業者採用の検討等、各方面と連携を図り、介護・福祉人材確保に向けた支援に努めていきます。

(4) 介護保険サービスの情報提供

介護保険サービスが、利用者にとって分かりやすく身近なものとなるよう、介護保険に関するパンフレット類の配布、広報せたなへの掲載、町ホームページの内容充実、更には介護予防教室における説明などにより、分かりやすい情報の提供に努めます。

(5) 介護給付適正化の推進

介護給付や予防給付を必要とする受給者を適切に認定し、定期的に町内の指定介護事業所に対して実地指導を行い、指導・助言等とおして法令の遵守とサービスの質の向上を促進し、受給者が真に必要なサービスを事業者がルールに従って適正に提供するよう促し、介護保険の信頼性を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度を構築することを目的としています。

また、計画策定に併せて3年に1度、パンフレット「わたしたちの介護保険」を作成、町内の全戸に配布して介護保険サービスの適正な利用を促進します。

北海道国民健康保険団体連合会との連携のもと、本町では下記の介護給付適正化事業を推進しています。

■介護給付適正化事業の概要と取組目標

事業名	取組目標
①要介護認定の適正化	認定調査票と特記事項の整合性や判断基準等を点検確認し、審査判定の傾向・特徴を把握し、要因について分析を行い、調査員からの聞き取りを強化、調査項目の選択状況のばらつき等の改善を図り、適正な認定がなされるよう努めます。また、随時開催されるケア会議において、困難事例等の検討や情報交換を行い、認定調査員の質の向上を図ります。
②ケアプランの点検	地域包括支援センター職員に依頼し、町内事業所の実地指導に同行してもらい、事業所のケアマネ等と面談、ケアプランの点検体制を強化します。
③住宅改修等の点検	施工前の利用者の状態・環境からみて、ADLの維持・向上等を総合的に必要性を全件確認、必要により訪問確認調査を実施します。
④医療情報との突合・縦覧点検	北海道国民健康保険団体連合会からの通知を活用し、事業者への問い合わせ等を実施して、不適切な請求については、速やかに過誤の手続きを行うよう指導します。
⑤介護給付費通知	介護サービス利用者に、年2回、サービス内容や請求状況等の実績を通知し、間違いがないか等の確認をします。

3 権利擁護の推進

(1) 権利擁護の普及・啓発

今後、更なる高齢化や単身世帯・老夫婦世帯の増加が見込まれる中、高齢者の権利擁護に向けた取組は一層重要なものとなります。

本町では、権利擁護研修会を毎年各区で開催し、意見交換等の機会を提供しているほか、老人クラブへの出前講座等の開催により、権利擁護の情報提供や啓発を推進しています。

今後も権利擁護研修会や出前講座等を通じて権利擁護の周知・啓発を図るとともに、認知症高齢者等の判断能力が不十分な高齢者が自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業等の利用促進を図っていきます。また、権利擁護と介護保険サービス等の利用による生活支援を組み合わせることの有効性についても周知を図っていきます。

(2) 成年後見制度の利用促進

市民後見人に対するフォローアップ研修を毎年開催し、資質向上と制度の周知を図っていますが、現時点では法人後見実施機関の設立には至っていません。

成年後見制度の周知は、概ね図られつつある一方、成年後見制度利用支援事業の利用は増加していないことから、利用者並びに後見人にとって、より利用しやすい事業となるよう成年後見制度利用支援事業実施要綱を改正しました。

今後は、市民後見人に対するフォローアップと養成を継続するとともに、法人後見実施機関の設立を目指すとともに、市民後見人に対するサポート体制を強化していきます。

また、成年後見制度の周知の方法を工夫することにより、成年後見制度に対する地域住民の理解を深め、ひいては成年後見制度利用支援事業の利用促進につなげていきます。

(3) 高齢者虐待防止の推進

本町では地域包括支援センターを虐待対応機関と位置づけ、総合相談や地域からの情報提供に対して迅速に対応することにより高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応に努めています。また、コアメンバー会議を適宜開催し、高齢者虐待の疑いのあるケースについて客観的判断と情報共有を図っています。

今後も地域包括支援センターによる取組を推進するとともに、介護保険施設や医療機関等関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の早期発見・早期対応につなげていきます。また、施設内における虐待を防止するため、研修会の開催等に取り組んでいきます。

(4) 消費者被害の防止

本町では、各種研修会や訪問活動、警察による啓発活動により消費者被害防止に係る啓発活動を実施しており、特殊詐欺に対する住民の危機意識は高い状況にあります。高齢者を狙う特殊詐欺は巧妙化・複雑化しており、全国的にも消費者被害に遭う高齢者が後を絶ちません。

今後も、日常的に行う啓発活動を通して特殊詐欺全般に対する住民の危機意識の醸成を図るとともに、住民に対し、新たな詐欺手口を迅速かつ正確に周知するため、警察等関係機関

との連携を強化していきます。

また、域包括支援センターの相談窓口としての機能や役割について更なる周知を図り、早い段階での通報や相談を促していきます。

第2節 高齢者が健やかに暮らせるまち

1 健康づくりと生活習慣病対策の推進

(1) 健康づくりの推進

アンケート調査結果では、高齢者自身が自分を「健康」と感じている割合は7割近くになっていますが、「健康でない」と感じている割合は年齢とともに高くなる傾向がみられます。

高齢期を健康で生き生きとした生活を送るためには、壮年期や青年期の健康づくりが大切です。

①健康手帳の交付

健康手帳は、特定健康診査・保健指導等の記録や健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てるため、40歳以上の希望者に交付しています。

現状は主に後期高齢者への交付が多く、徐々に交付数は減少してきていますが、今後も継続して健康手帳を交付していきます。

②健康教育の実施

正しい知識の普及や疾病の早期発見等のため、生活習慣病の予防や改善・うつ予防などをテーマとした健康教室を開催しているだけでなく、要望に応じて出前健康教育も行っています。

今後も、健康教室を通じて得られた町の健康課題等をもとに、個人や地域全体の健康づくりにつながるような働きかけを行っていきます。

③健康相談の充実

心身の健康に関する個別の相談に応じ、健康増進に資するため、必要な助言指導を行っていきます。

また、実施にあたっては、町民がいつでも気軽に相談ができるよう、各区の保健師が相談窓口となり、継続して実施していきます。

④訪問指導の実施

生活・体調面で定期的な関わりが必要な方などに対して保健師等が訪問し、生活や健康面での助言・指導、各種制度の活用などについて支援を行っています。

健診や日々の保健活動から必要と考えられる方を対象に訪問指導を実施していますが、今後は訪問対象の再確認をしながら、より多くの高齢者等と関わりが持てるような訪問を実施していきます。

(2) 生活習慣病予防対策の推進

がん（悪性新生物）、心臓病（心疾患）、脳卒中（脳血管疾患）の3大生活習慣病は、日本人の死亡原因の約6割を占めています。

本町においても平成24年の死亡原因の状況をみると、3大生活習慣病による死亡割合は57.5%（全道平均56.3%）で、大きなウエイトを占めています。

そのため、継続して生活習慣病予防対策を重点的に実施し、町民が健康的な生活習慣を確立できるための支援や、疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査や事後指導の充実を図っていきます。

①特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象として、脳血管疾患、糖尿病、心臓病等の生活習慣病を予防するため、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査に取り組んでいます。生活習慣病のリスク（危険性）が高いと判断された方には、生活習慣を改善するため、訪問等による個別面談を基本とした保健指導を6ヶ月間実施しています。

特定健康診査は各区での集団健診と国保病院、診療所等での個別健診を実施し、いつでも受けられる体制になっており、平成27年度は40.2%と道内でも高い受診率となっていますが、今後も特定健康診査の受診率向上、特定保健指導の実施率向上に向けて受診勧奨の強化や内容の充実を図っていきます。

②一般健康診査

後期高齢者医療制度加入者及び生活保護世帯を対象として、身体・腹囲・血圧測定、血液検査、尿検査、心電図、眼底検査を実施しています。

各区での集団健診や個別健診で受診できる体制になっており、受診数は200人前後で推移しており、今後も継続して実施してまいります。

③がん検診

胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施しています。また、がんに関連した検査項目であるピロリ菌検査も導入しています。

近年は、病院で検診を受診するケースが増え受診者数は減少していますが、受診勧奨を図るとともに、要精検の未受診者への受診勧奨を強化してまいります。

④その他の検診

肝炎ウイルス検査やMRI検査による頭の検診、18歳から39歳を対象とした健康づくり健診などを実施しており、今後もこれらの検診を継続実施してまいります。

2 介護予防と生活支援の推進

(1) 生活支援サービスの体制整備

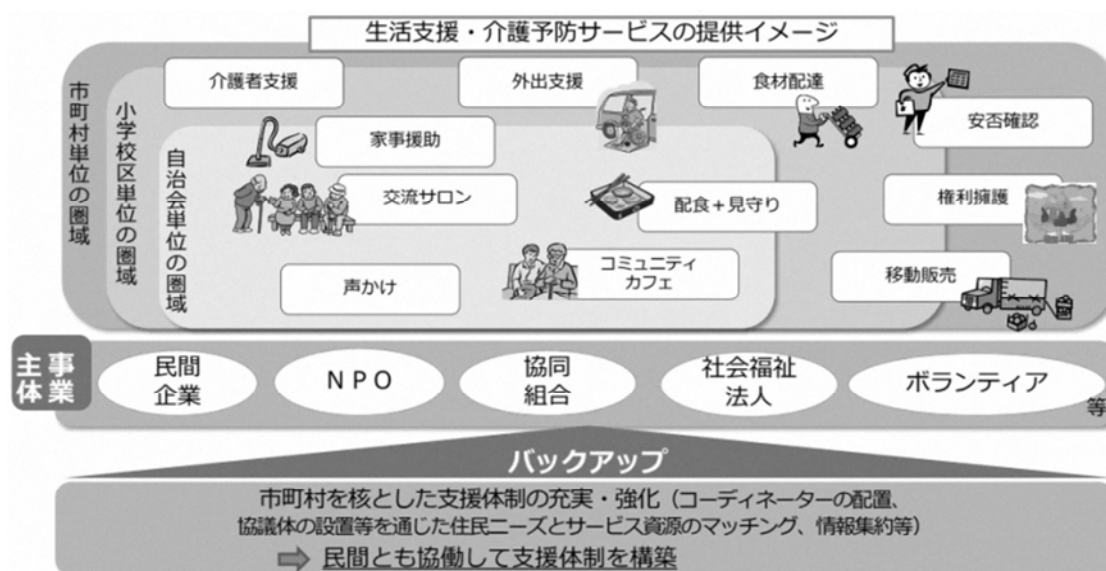
高齢者の生活支援は、介護保険サービスはもとより、地域のボランティアや民間サービスの活用も含め、支え合いの仕組みづくりを検討していく必要があります。

本町では、生活支援支え合い基盤整備事業として、平成26年度末より生活支援支え合い協議会を設立し、生活支援の体制整備に向けた検討を重ねるとともに、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援ニーズや地域の社会資源の把握に努めてきました。

協議会における検討結果と把握した生活支援ニーズをもとに、平成29年度より住民主体による新たなサービス類型として、訪問型サービスB並びに通所型サービスBのサービス提供を開始するに至りました。

高齢者が尊厳を保ちながら安心して生活を送ることができるよう、介護保険サービスをはじめ、各種生活支援サービスや新たな住民主体サービス等を重層的に提供できるよう努めます。

■生活支援・介護予防サービスの提供イメージ



(2) 在宅福祉サービスの充実

せたな町では、介護保険以外のサービスとして、「せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例」に定める地域支援事業を実施し、高齢者が在宅生活を継続できるよう支援しています。

また、全道に先駆けて「生活支援支え合い基盤整備事業」を実施し、「地域で活用できる支援の掘り起こしと仕組みづくり」と「連携体制のネットワークづくり」を推進しており、地域の様々な課題を把握し、地域運営型の「通いの場づくり」や「安否確認・声かけ活動」のほか、「買い物支援」、「配食支援」など生活支援サービスの充実を図ります。

既に、特色ある取組がスタートし始めた地域もあり、地域ボランティアや町内会、商工会や各事業者などと協議の場を持ちながら検討を重ね、システムづくりやサービスの充実に努めます。

■生活支援サービス事業の概要

事業名	事業の概要
配食サービス事業	65歳以上の一人暮らしや高齢者夫婦世帯等に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行います。
緊急通報サービス事業	一人暮らしや高齢者夫婦世帯等に通報システムを設置し、緊急時の安全確保を行います。
移送サービス事業	一般車両による移動が困難な高齢者等に対して、福祉専用車両により医療機関へ送迎します。
入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な高齢者等に対して、施設での入浴サービスを実施します。
除雪サービス事業	自力で除雪ができない高齢者世帯等に対して、除雪費用の一部を助成します。

■生活支援サービス事業実績

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
配食サービス事業	配食数（食）	7,823	7,875	7,769	7,197	7,712
	利用人数（人）	58	60	53	51	41
緊急通報サービス事業	設置台数（台）	106	108	106	91	96
移送サービス事業	利用回数（回）	0	0	0	0	0
入浴サービス事業	利用回数（回）	134	99	134	96	44
	利用人数（人）	6	3	4	3	1
除雪サービス事業	利用世帯数（世帯）	233	235	234	237	232

■介護予防・生きがい活動支援サービス事業の概要

事業名	事業の概要
生きがい活動支援通所事業 （生きがいデイサービス）	在宅の高齢者等をデイサービスセンターに送迎し、日常動作訓練や入浴・給食等各種サービスを提供し、心身機能の維持向上を図ります。
生活管理指導員派遣事業 （自立者生活支援サービス）	高齢者世帯等を対象に日常生活に関する指導や支援を行うため、生活管理指導員を派遣します。
生活管理指導短期宿泊事業	一人暮らしの高齢者等で基本的な生活習慣などに支援が必要な場合、一時的に老人福祉施設等に宿泊し、体調の調整を図るとともに、生活習慣改善の指導を行います。

■介護予防・生きがい活動支援サービス事業実績

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
生きがい活動支援通所事業 （生きがいデイサービス）	利用回数（回）	772	340	197	158	95
	利用人数（人）	21	15	7	4	2
生活管理指導員派遣事業 （自立者生活支援サービス）	利用回数（回）	202	43	47	38	0
	利用人数（人）	4	2	1	1	0
生活管理指導短期宿泊事業	利用日数（日）	0	0	0	0	0

■家族介護支援特別事業の概要

事業名	事業の概要
家族介護用品支給事業	在宅で寝たきりの高齢者等を抱える家族等に対し、介護に必要なおむつ、その他介護用品に要する費用の一部を補助します。

■家族介護支援特別事業実績

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
家族介護用品支給事業	利用件数（件）	149	149	149	108	149
	利用人数（人）	23	18	22	18	14

（3）介護予防・生活支援サービス事業の推進

①訪問型サービス

従来の介護予防訪問介護と同等のサービスで、訪問介護員による身体介護や生活援助を受けることができ、要支援1・2と認定された方及び基本チェックリストの該当者が利用することができます。

平成29年度から住民主体による新たなサービス類型として、訪問型サービスB事業によるサービス提供を開始しました。現行相当の訪問型サービスと併せて、必要なサービスを適切な頻度で提供できるよう事業の充実を図っていきます。

②通所型サービス

従来の介護予防通所介護と同等のサービスで、機能訓練や対人交流、趣味活動等のサービスを受けることができ、要支援1・2と認定された方及び基本チェックリストの該当者が利用することができます。

平成29年度から住民主体による新たなサービス類型として、通所型サービスB事業によるサービス提供を開始しました。現行相当の通所型サービスと併せて、適切な通いの場の確保に向け、事業の充実を図っていきます。

③介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された方や基本チェックリストの該当者該当者のうち、介護予防・生活支援サービスを利用する事業対象者に対し、介護予防プランの作成を行います。

また、サービス利用後に介護予防プラン通りに実行されているか、利用者の方の生活に変化がないか継続的にモニタリングを行っています。

(4) 一般介護予防事業の推進

平成29年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業への移行とタイミングを合わせて、介護予防事業は一次予防と二次予防の区別がなくなり、一般高齢者を対象に含めた一般介護予防事業として事業を推進することになりました。

元気な高齢者ができる限り元気であること、病気や身体機能の低下があっても重症化を防ぐことは重要です。そのため、介護予防や生活支援の取組を通じて、高齢者の自立支援及び重度化を防止するため、以下の取組目標を設定します。

■自立支援、重度化防止の取組目標

取組内容	取組目標	
自立支援と重度化防止	介護予防に関する教室や研修会の開催・参加者数	
	平成 29 年度実績	平成 32 年度目標
	・ 転倒予防教室参加者数 (人)	152 → 156
	・ 閉じこもり予防教室参加者数 (人)	134 → 140
	・ 認知症予防教室参加者数 (人)	75 → 80
	・ 介護予防研修会参加者数 (人)	37 → 38
	介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体サービス実施団体数	
	平成 29 年度実績	平成 32 年度目標
	通所型サービス 1 団体	通所型サービス 4 団体
	訪問型サービス 3 団体	訪問型サービス 6 団体

①介護予防把握事業

本町では、基本チェックリストを活用して支援を必要とする人を把握していますが、高齢者等支援員の訪問による状況把握や、医療機関及び民生委員等からの情報提供もあります。今後も基本チェックリストの活用に加え、関係機関等による情報共有や訪問による状況把握等の方法により支援を必要とする高齢者を早期に把握し、介護予防活動へつなげていきます。

■介護予防把握事業実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
介護予防事業対象者 (人)		141	137	57	89	57
把握経路	要介護認定の担当部局との連携 (件)	7	8	1	0	0
	本人・家族からの相談 (件)	4	2	28	46	42
	基本チェックリストの配布・回収 (件)	130	127	194	187	99

■介護予防事業対象者等の該当項目

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
決定項目	虚弱	34	21	0	0	0
	運動器の機能低下	79	92	45	54	44
	低栄養状態	2	2	0	1	1
	口腔機能の低下	64	49	36	30	25
閉じこもり		20	48	17	20	21
認知機能低下		61	54	31	39	21
うつ		43	30	24	24	19

②介護予防普及啓発事業

地域の実態・ニーズ調査により収集した情報の活用し、自宅での閉じこもりやうつ病、筋力低下など何らかの問題を抱えた高齢者を早期に把握し、介護予防事業へつなげることを目的としています。

本町では、転倒予防や認知症予防、口腔ケア等に関して実技を交え、日々の生活に直ぐ役立てられる内容で事業を実施しています。

今後も介護予防研修会、介護教室等で介護予防の普及・啓発を進めていきます。

■介護予防普及啓発事業実績

事業の内容		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
講演会等の開催	開催回数(回)	2	13	3	2	1
	参加延人数(人)	162	366	116	107	43
介護予防研修会の開催	開催回数(回)	4	10	2	3	2
	参加延人数(人)	160	71	148	180	65
①運動器の機能向上プログラム	実施箇所数(箇所)	4	3	3	3	3
	実施回数(回)	16	9	9	9	9
	参加実人数(人)	16	13	40	45	43
	参加延人数(人)	65	48	178	147	175
②栄養改善プログラム	実施箇所数(箇所)	1	0	0	1	0
	実施回数(回)	6	0	0	1	0
	参加実人数(人)	3	0	0	8	0
	参加延人数(人)	13	0	0	8	0
③口腔機能の向上プログラム	実施箇所数(箇所)	1	0	2	0	0
	実施回数(回)	1	0	2	0	0
	参加実人数(人)	7	0	40	0	0
	参加延人数(人)	7	0	40	0	0
④認知機能の低下予防・支援プログラム	実施箇所数(箇所)	2	3	3	3	2
	実施回数(回)	12	13	15	16	15
	参加実人数(人)	18	19	88	55	36
	参加延人数(人)	81	75	245	212	143
⑤閉じこもり・うつ予防プログラム	実施箇所数(箇所)	1	3	0	0	0
	実施回数(回)	4	15	0	0	0
	参加実人数(人)	5	10	0	0	0
	参加延人数(人)	17	43	0	0	0
⑥複合プログラム	実施箇所数(箇所)	0	1	1	1	1
	実施回数(回)	0	6	6	7	7
	参加実人数(人)	0	8	13	41	33
	参加延人数(人)	0	33	52	143	148

③地域介護予防活動支援事業

住民主体の介護予防活動の育成や支援を行う目的で各地区で行っているサロン活動に向き、健康体操や講話、介護予防レクリエーション等の支援を行っています。

また、現状は地域によって活動に格差があるため、今後は地域における活動を担う人材の掘り起こしや育成にも力を入れていきます。

④一般介護予防事業評価事業

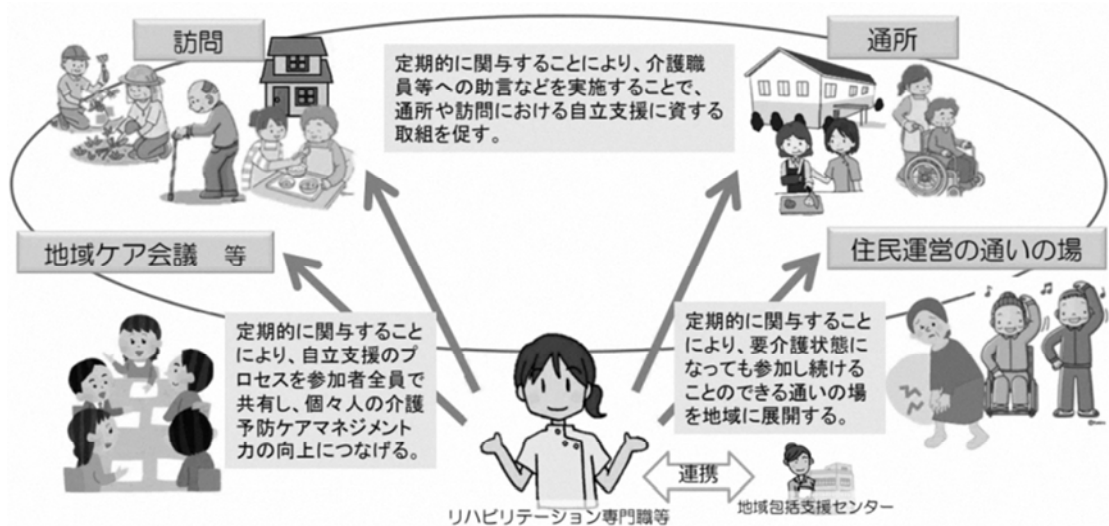
事業が適切かつ効率的に実施されたか、原則として年度ごとに事業評価を行うこととされています。地域住民の介護予防に関する認知度、ボランティア活動への高齢者の参加数などの評価に基づき、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業全体の改善を図ります。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進していく事業です。

今後は、介護職員等への介護予防に関する技術的助言等の支援を進めるとともに、リハビリテーション専門職との連携機会を増やす取組の推進に努めます。

■地域リハビリテーション活動支援事業のイメージ



第3節 みんなの支え合いで生き生きとしたまち

1 生きがいがづくりと社会参加の促進

明るく活力に満ちた超高齢社会を確立するために、高齢者自身が自らの経験と知識を生かして積極的に地域社会の中に参加していく社会づくりを推進するとともに、高齢者が就労や社会活動に参加し、世代間交流や地域のために活躍できる場として、各地域で行っている老人クラブの育成やせたな町高齢者事業団を中心に高齢者の就労を支援していきます。

(1) 高齢者ボランティアの育成

高齢者が住み慣れた地域で社会を構成する一員として、長年培ってきた知識や経験等を生かし、地域を支える側としてボランティア活動に参加できるような社会づくりに努めていきます。住民参加型意見交換会から具体化したボランティア活動や社会福祉協議会のボランティアセンターの運営支援をしていきます。

■住民参加型高齢者生活支援事業実績

			平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
北 檜 山 区	北檜山	実施回数（回）	5	5	3	2
		参加延人数（人）	58	49	48	13
	丹羽	実施回数（回）	5	2	2	0
		参加延人数（人）	67	34	72	0
	若松	実施回数（回）	5	3	0	0
		参加延人数（人）	60	27	0	0
瀬棚区		実施回数（回）	5	3	1	0
		参加延人数（人）	69	24	12	0
大成区		実施回数（回）	5	4	1	0
		参加延人数（人）	86	38	14	0
報告会		実施回数（回）	1	1	0	0
		参加延人数（人）	115	95	0	0

（２）老人クラブへの支援

現在、せたな町には北檜山・瀬棚・大成の3つの区に老人クラブ連合会があります。地域によっては過疎化が進み、会員数が減少している老人クラブもあります。

老人クラブ活動は、会員同士の親睦交流やパークゴルフなど、スポーツ・レクリエーションによる健康づくりや健康教室に加え、花いっぱい運動での花壇づくりなどのボランティア活動を行っています。

今後は、高齢者の生きがい活動や健康づくりをより一層推進させるため、更に会員の加入促進を図るとともに、今後の老々介護に向けた会員相互の連携強化に努めていきます。

（３）生涯学習活動への支援

せたな町には、高齢者の健康増進と豊かな暮らしの実現を図るため、時代に適応した学習機会を提供するとともに、積極的な社会参加を促進し、生きがいを高めることを目的に、高齢者の生涯学習の場ともいえる「せたな町高齢者大学」を3区に設けています。

活動は概ね60歳以上の方を対象に講話、レクリエーションや研修旅行などを実施し、高齢者の積極的な社会参加と閉じこもり防止の生きがいづくりを目的としています。

生涯スポーツについては、高齢者の健康づくりのため積極的に進めており、高齢者間で盛んにパークゴルフが行われています。

今後は、生涯学習講座をはじめ「せたな町高齢者大学」や関係機関の協力により、健康づくり等の各種教室への参加促進、高齢者の関心や意向に沿いつつ、健康管理に役立つ各種スポーツの展開など、健康づくりと生涯学習・生涯スポーツの視点での取組を充実していきます。

2 認知症高齢者対策の推進

高齢化が進行する中で、認知症高齢者が一層増加すると見込まれ、住み慣れた地域で自分らしさを保ちながら安心して生活するために、保健・医療・福祉・介護の各分野の専門家の連携を推進し、認知症対策に関する作業部会を設置し、地域全体で認知症高齢者を早期発見し、見守る体制の充実を図っていきます。

(1) 認知症の正しい理解と普及

認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症への町民の理解や関心は高まってきていますが、認知症について、医療や介護、福祉に携わる者だけではなく、広く町民が理解し、誤解や偏見をなくしていくことが、本人や家族などを支えることにつながっていきます。

そのため、認知症に関する正しい理解を促進するとともに、認知症の予防や適切な介護のあり方や認知症予防として軽度認知障害（MC I）を発見し、介護予防事業につなげ、認知症への移行を防ぐため、認知症検診の実施を行っていきます。

(2) 認知症サポーターの養成と活動支援

認知症について、正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターの養成を住民や商工会、金融機関等を対象に実施してきました。平成29年度は、町内各中学生を対象を拡大して実施しています。

今後は認知症サポーター養成の対象者を更に拡大していくとともに、サポーターが自ら支援活動に回るよう、「認知症カフェ」、「認とも³」等のボランティア活動としての位置づけを目指していきます。

■ 認知症サポーター、認知症キャラバンメイトの養成実績

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
認知症サポーター	人数（人）	306	306	328	334	456
認知症キャラバンメイト	人数（人）	15	16	18	21	23

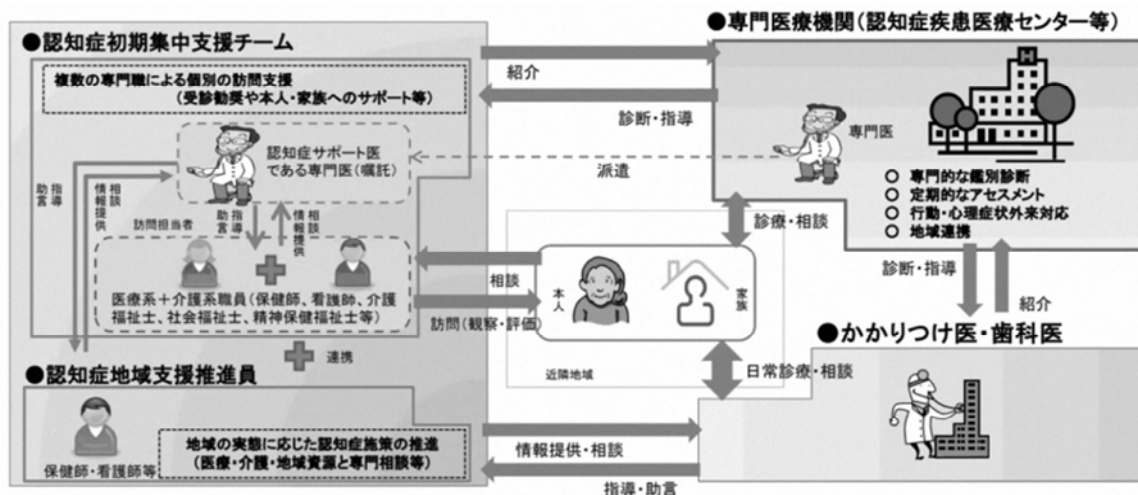
(3) 認知症ケア体制の充実

本町では、認知症対策の一環として、平成29年3月に認知症初期集中支援チームを設置し、町広報の活用や、関係機関、各老人クラブに出向いて活動内容について説明を行うなど、認知症初期集中支援チームの周知に努めています。

今後も認知症高齢者は増加していくと予想されるため、認知症への更なる対応強化に向けて、地域の実態に応じた認知症施策を推進する認知症地域支援推進員の配置や認知症ケアパス（認知症の容体に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成と周知に取り組みます。

³ 認とも：認知症カフェなどを通じて顔なじみになったボランティアで一定の資質を有する者（例えば、認知症サポーターの上乗せ講座を修了した者）が、認知症地域支援推進員の企画・調整の下、認知症の人の居宅を訪問して、一緒に過ごす取り組みのこと。

■ 認知症初期集中支援チームのイメージ



3 地域共生社会の実現

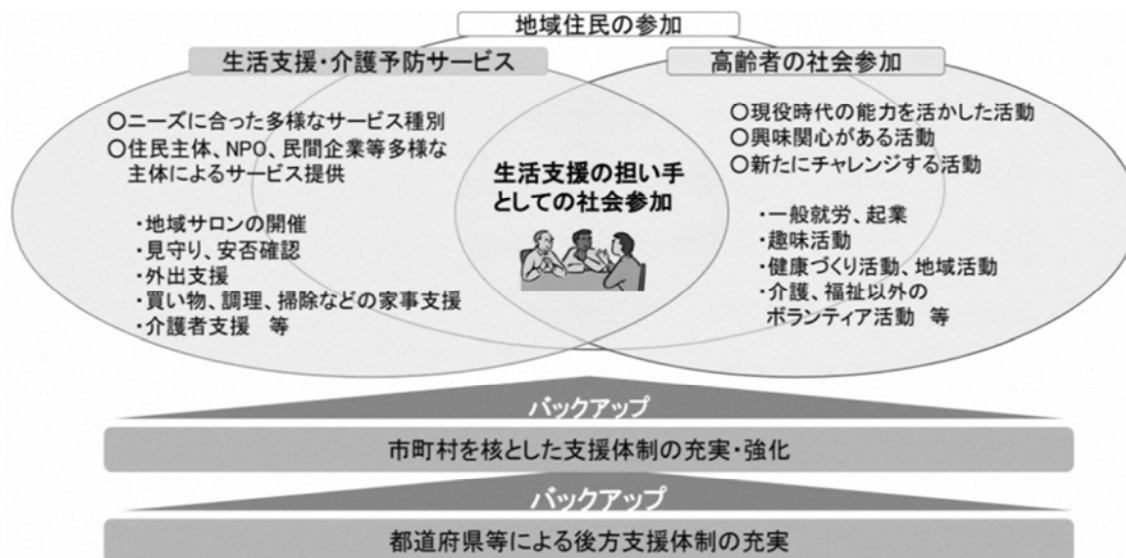
これからの総合的な福祉施策を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に、支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりを目指す必要性が高まっています。

厚生労働省では、「我が事・丸ごと」地域共生社会本部」を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、地域づくりを進めていくことを目指しています。

■ 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■ 地域住民参加のイメージ



(1) 住民参加型の福祉社会の形成

①地域での高齢者等見守り体制の強化

本町では、せたな町安心見守りネットワーク事業を通じて、せたな町高齢者等見守り隊が地域での見守り活動を推進しています。

今後、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想され、高齢者を地域で見守る重要性が高まることが考えられることから、これからも見守り活動を一層強化していきます。

そのため、プライバシーに配慮しながら見守りが必要な高齢者等に関する情報を相互に共有するなど、地域との連携強化に努めます。

②地域福祉のリーダーの育成

本町では、民生委員・児童委員などが地域福祉の相談役として、行政やせたな町社会福祉協議会と協力しながら地域の福祉の向上に努めており、今後もその活動を支援していきます。また、地域福祉に関わる人材の発掘や確保にも努めていきます。

③ボランティア活動の活性化

本町では、せたな町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、ボランティア団体や個人ボランティアの活動を支援しています。

今後も、こうした活動が更に活発になるよう、せたな町社会福祉協議会などと連携しながら団体や個人への支援に努めるとともに、ボランティアを必要としている事業者、団体等とのマッチングの機会を創出していきます。

(2) 包括的な相談支援体制の整備に向けた検討

地域における多様で複合的な課題については、福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用、産業、教育、権利擁護など多岐にわたる分野の連携が必要となる場面が出てくることが想定されます。

そのため、分野を超えた地域生活課題について、制度・分野ごとの『縦割り』を防ぎ、総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりが必要となります。

本町においても、これらの包括的な相談支援体制のあり方を協議するとともに、町内での体制づくりに向けた検討を進めていきます。

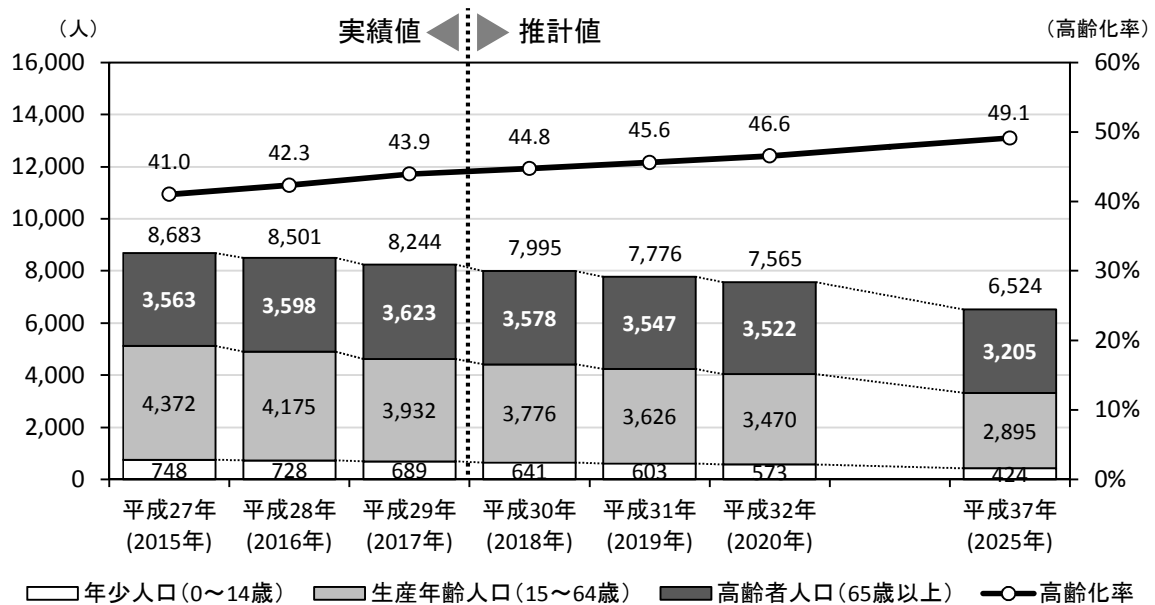
第5章 介護保険事業計画

第1節 高齢者人口等の推計

1 総人口の推計

今後の総人口は減少傾向が続いており、平成37年には総人口が6,524人となることが見込まれ、生産年齢人口の減少が続き、高齢者人口よりも少なくなると見込まれることから、高齢者の支え手不足が懸念されます。

■総人口の推移



(単位：人)

	実績値			推計値			
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
総人口	8,683	8,501	8,244	7,995	7,776	7,565	6,524
年少人口 (0~14歳)	748 (8.6%)	728 (8.6%)	689 (8.4%)	641 (8.0%)	603 (7.8%)	573 (7.6%)	424 (6.5%)
生産年齢人口 (15~64歳)	4,372 (50.4%)	4,175 (49.1%)	3,932 (47.7%)	3,776 (47.2%)	3,626 (46.6%)	3,470 (45.8%)	2,895 (44.4%)
高齢者人口 (65歳以上)	3,563 (41.0%)	3,598 (42.3%)	3,623 (43.9%)	3,578 (44.8%)	3,547 (45.6%)	3,522 (46.6%)	3,205 (49.1%)

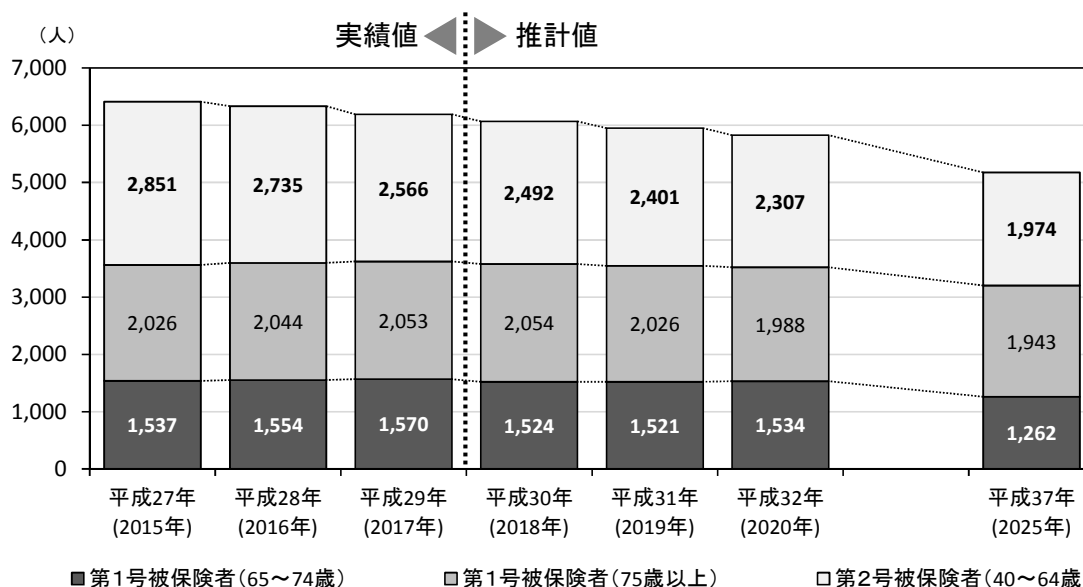
※実績値：住民基本台帳（各年9月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値

※（ ）内は総人口に占める割合

2 被保険者数の推計

第1号被保険者数は平成29年度をピークに減少に転じ、平成37年度には3,205人となることが見込まれます。そのうち、65歳以上74歳までの前期高齢者は大きく減少しますが、75歳以上の後期高齢者ではゆるやかに減少すると見込まれています。また、第2号被保険者数は減少傾向が続き、平成37年度には1,974人となる見込みです。

■被保険者数の推移



(単位：人)

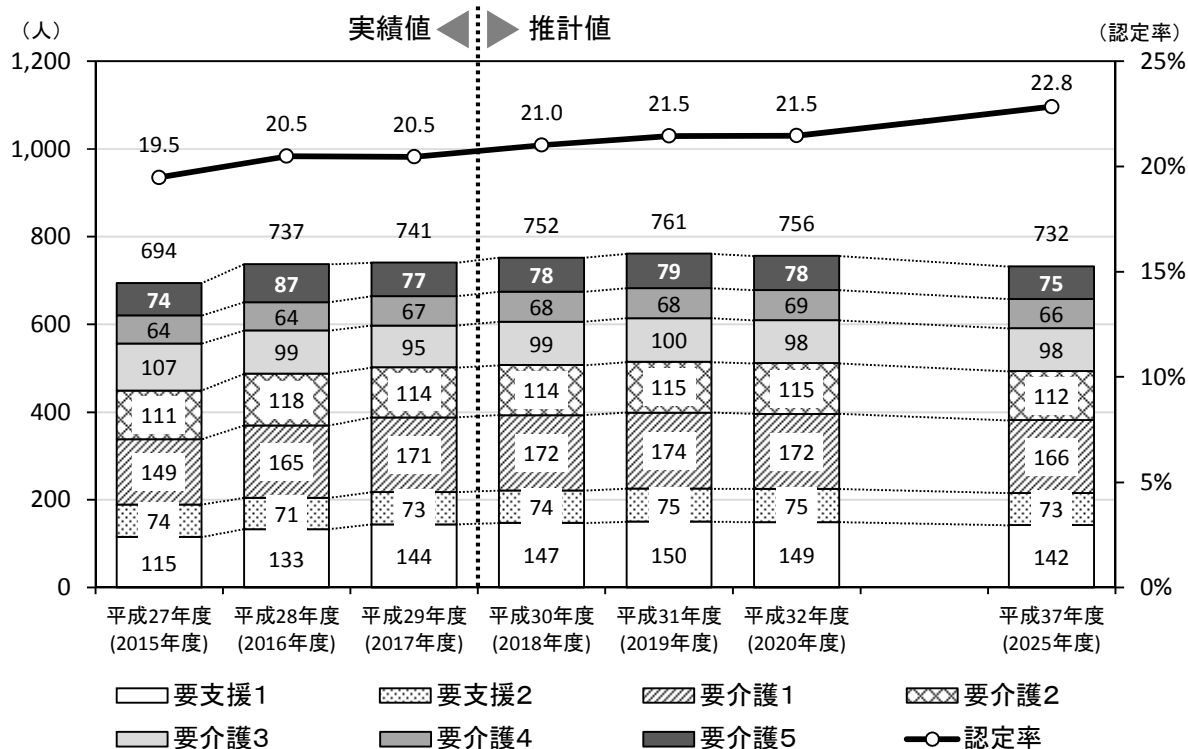
	実績値			推計値			
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
第1号被保険者 (65歳以上)	3,563	3,598	3,623	3,578	3,547	3,522	3,205
65～74歳	1,537	1,554	1,570	1,524	1,521	1,534	1,262
75歳以上	2,026	2,044	2,053	2,054	2,026	1,988	1,943
第2号被保険者 (40～64歳)	2,851	2,735	2,566	2,492	2,401	2,307	1,974

※実績値：住民基本台帳（各年9月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値

3 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は平成31年度に761人でピークを迎え、平成37年度は732人となる見込です。また、高齢化の進展に伴って要介護認定率も上昇し、平成37年度22.8%になると予想されます。

■要介護認定数の推移



	実績値			推計値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要介護認定者数(人)	694	737	741	752	761	756	732
要支援1	115	133	144	147	150	149	142
要支援2	74	71	73	74	75	75	73
要介護1	149	165	171	172	174	172	166
要介護2	111	118	114	114	115	115	112
要介護3	107	99	95	99	100	98	98
要介護4	64	64	67	68	68	69	66
要介護5	74	87	77	78	79	78	75
要介護認定率(%)	19.5	20.5	20.5	21.0	21.5	21.5	22.8

※実績値：介護保険事業状況報告

第2節 介護給付の見込量

1 居宅サービスの見込量

第7期計画期間及び平成37年度における居宅サービスの利用者数については、要介護認定者の増加及び利用者の要望等を勘案し、次のように見込みます。

需要の増加が見込まれるサービスについては増加傾向を示し、その他のサービスについては、横ばい又は微増として算出しています。

		実績値		見込み	推計値			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
訪問介護	回/月	1,068.8	1,098.3	1,121.2	1,084.1	1,111.2	1,111.2	1,111.2
	人/月	78	81	82	83	85	85	85
訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	回/月	31.8	34.0	29.0	33.4	32.9	32.9	38.1
	人/月	8	6	3	6	6	6	7
訪問リハビリテーション	回/月	143.8	160.3	194.1	185.6	192.8	200.8	217.8
	人/月	21	19	22	22	23	24	26
居宅療養管理指導	人/月	7	5	9	10	11	11	12
通所介護	回/月	842.8	91.9	34.5	23.4	23.4	23.4	23.4
	人/月	128	14	6	4	4	4	4
通所リハビリテーション	回/月	0.8	13.3	15.0	20.0	24.0	24.0	24.0
	人/月	0	1	5	5	6	6	6
短期入所生活介護	日/月	171.9	226.8	194.5	253.4	265.4	267.4	275.6
	人/月	19	23	25	25	26	27	28
短期入所療養介護	日/月	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	92	98	106	110	114	117	123
特定福祉用具購入費	人/月	3	3	2	3	3	3	3
住宅改修費	人/月	2	2	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	人/月	7	5	6	6	7	8	8
居宅介護支援	人/月	194	204	195	200	201	202	202

2 地域密着型サービスの見込量

第7期計画期間及び平成37年度における地域密着型サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	1	1	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	1	4	7	7	7
認知症対応型共同生活介護	人/月	48	50	50	51	51	51	51
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	28	29	29	29	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月		807.2	728.3	814.2	814.2	814.2	814.2
	人/月		125	123	126	126	126	126

3 施設サービスの見込量

第7期計画期間及び平成37年度における施設サービス利用者数の見込量は下記のとおりです。

なお、介護療養型医療施設は平成36年3月31日までに廃止されるため、新しく創設される介護医療院に転換する必要があります。

		実績値		見込み	推計値			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	人/月	110	108	107	105	107	109	115
介護老人保健施設	人/月	13	13	17	16	16	16	16
介護療養型医療施設	人/月	3	2	2	2	2	2	
介護医療院	人/月				0	0	0	2

第3節 予防給付の見込量

1 居宅サービスの見込量

第7期計画期間及び平成37年度における予防給付サービスの利用者数については、高齢者人口及び利用者の増加に伴うサービス量の増加を勘案し、次のように見込みます。

なお、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の平成29年度以降の推計値については、制度改正により「地域支援事業費」に移行されますので、サービス量は見込んでいません。

		実績値		見込み	推計値			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問介護	人/月	30	32	17				
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	2.8	0.0	3.0	3.6	3.6	3.6	3.6
	人/月	1	0	1	1	1	1	1
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	10.4	24.2	51.0	47.1	51.0	51.0	52.0
	人/月	2	4	6	6	7	7	8
介護予防居宅療養管理指導	人/月	3	1	1	1	1	1	2
介護予防通所介護	人/月	60	64	35				
介護予防通所リハビリテーション	人/月	1	1	0	1	1	1	1
介護予防短期入所生活介護	日/月	0.8	3.7	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	人/月	0	1	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	31	38	41	41	42	42	43
介護予防特定福祉用具購入費	人/月	2	2	1	2	2	2	2
介護予防住宅改修費	人/月	2	2	2	3	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	2	2	1	2	2	2	2
介護予防支援	人/月	102	105	80	90	91	92	93

2 地域密着型介護予防サービスの見込量

第7期計画期間及び平成37年度における地域密着型介護予防サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	1	3	5	5	5
認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	1	1	1	1	1

第4節 介護保険サービス事業費

1 介護給付事業費の給付見込み

第7期計画期間及び平成37年度における介護給付事業費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
居宅サービス							
訪問介護	41,054	40,560	37,312	40,311	41,321	41,321	41,321
訪問入浴介護	0	47	0	0	0	0	0
訪問看護	1,701	1,910	1,210	1,784	1,724	1,724	2,015
訪問リハビリテーション	4,790	5,307	6,657	6,213	6,458	6,723	7,290
居宅療養管理指導	539	617	1,004	961	1,054	1,054	1,124
通所介護	75,868	8,352	2,476	1,968	1,969	1,969	1,969
通所リハビリテーション	83	989	1,577	1,770	2,069	2,069	2,069
短期入所生活介護	14,800	18,730	16,150	22,305	23,211	23,435	24,163
短期入所療養介護	155	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	10,530	10,901	10,477	11,188	11,576	11,881	12,423
特定福祉用具購入費	1,215	825	563	1,022	1,022	1,022	1,022
住宅改修費	1,826	2,370	2,309	2,098	2,098	2,098	2,098
特定施設入居者生活介護	15,984	11,646	13,227	14,992	17,102	19,783	19,783
居宅介護支援	30,525	32,647	33,198	32,741	32,913	33,118	32,972
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	600	1,334	1,384	1,507	1,508	1,508	1,508
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	238	919	6,393	13,252	13,252	13,252
認知症対応型共同生活介護	139,861	139,955	141,384	147,251	147,317	147,317	147,317
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	73,485	72,003	73,120	72,988	73,020	73,020	73,020
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		66,633	65,741	72,383	72,416	72,416	72,416
施設サービス							
介護老人福祉施設	277,114	268,728	267,724	287,468	293,016	298,621	315,435
介護老人保健施設	36,347	37,928	49,888	47,463	47,485	47,485	47,584
介護療養型医療施設	14,271	10,514	10,909	9,352	8,524	7,579	
介護医療院				0	0	0	7,538
合 計	740,745	732,236	737,229	782,158	799,055	807,395	826,319

2 予防給付事業費の給付見込み

第7期計画期間及び平成37年度における予防給付事業費の見込みは下記のとおりです。

なお、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の平成29年度以降の推計値については、制度改正により「地域支援事業費」に移行されたので、予防給付事業費は見込んでいません。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
居宅サービス							
介護予防訪問介護	7,264	8,328	3,839				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	133	0	198	198	198	198	198
介護予防訪問リハビリテーション	347	803	1,512	1,575	1,706	1,706	1,739
介護予防居宅療養管理指導	183	95	81	98	98	98	176
介護予防通所介護	15,581	16,358	8,300				
介護予防通所リハビリテーション	365	213	0	268	268	268	268
介護予防短期入所生活介護	53	222	299	241	241	241	241
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,472	1,694	1,987	2,008	2,046	2,046	2,107
介護予防特定福祉用具購入費	423	420	307	402	402	402	402
介護予防住宅改修費	1,946	2,960	2,310	2,982	2,982	2,982	2,982
介護予防 特定施設入居者生活介護	1,906	1,144	959	1,861	1,862	1,862	1,862
介護予防支援	5,443	5,554	4,215	4,815	4,871	4,924	4,978
地域密着型サービス							
介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	0	0	337	1,990	3,849	3,849	3,849
介護予防 認知症対応型共同生活介護	564	724	1,365	2,377	2,378	2,378	2,378
合 計	35,680	38,516	25,709	18,815	20,901	20,954	21,180

3 総給付費の見込み

第7期計画期間及び平成37年度における総給付費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付事業費	740,745	732,236	737,229	782,158	799,055	807,395	826,319
予防給付事業費	35,680	38,516	25,709	18,815	20,901	20,954	21,180
総給付費	776,425	770,752	762,938	800,973	819,956	828,349	847,499

第5節 介護保険料の算定

1 標準給付費の見込み

サービス別に推計された総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額など保険料給付に必要な費用を推計し、標準給付費見込額を計算した結果は以下のとおりです。

(単位：千円)

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	第7期 合計	平成 37年度
	①総給付費(一定以上所得者負担の調整後) (②-③+④)	800,849	829,913	848,723	2,479,486
② 総給付費	800,973	819,956	828,349	2,449,278	847,499
③ 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	124	191	195	509	201
④ 消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	10,148	20,569	30,717	21,041
⑤特定入所者介護サービス費等給付額	75,000	75,000	75,000	225,000	75,000
⑥高額介護サービス費等給付額	17,000	17,000	17,000	51,000	17,000
⑦高額医療合算介護サービス費等給付額	3,600	3,600	3,600	10,800	3,600
⑧算定対象審査支払手数料	652	652	652	1,957	652
標準給付費見込額(①+⑤+⑥+⑦+⑧)	897,102	926,166	944,975	2,768,243	964,591

2 地域支援事業費の見込み

本町では、新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業を平成29年に開始しました。そのため、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の給付費相当分を介護予防事業費に組み込むとともに、新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業に係る費用についても加味して推計しています。

(単位：千円)

(交付金対象分)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	第7期 合計	平成 37年度
	①介護予防・日常生活支援総合事業費	27,000	28,000	29,000	84,000
②包括的支援事業・任意事業費	29,000	30,000	31,000	90,000	32,000
地域支援事業費見込額(①+②)	56,000	58,000	60,000	174,000	62,000

(一般財源分)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	第7期 合計	平成 37年度
	①生活支援サービス事業費(配食、除雪他)	20,000	20,000	20,000	60,000
②包括的支援事業費	23,000	23,000	23,000	69,000	23,000
地域支援事業費見込額(①+②)	43,000	43,000	43,000	129,000	43,000

3 保険料収納必要額の見込み

介護保険事業に必要な事業費をもとに、第1号被保険者の負担割合や調整交付金などを考慮して、保険料の収納必要額を算出した結果は以下のとおりです。

(単位：千円)

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	第7期 合計	平成 37年度
	①標準給付費見込額	897,102	926,166	944,975	2,768,243
②地域支援事業費見込額	56,000	58,000	60,000	174,000	62,000
③事業費合計(①+②)	953,102	984,166	1,004,975	2,942,243	1,026,591
④第1号被保険者負担割合	23%	23%	23%	23%	25%
⑤第1号被保険者負担相当額(③×④)	219,213	226,358	231,144	676,716	256,648
⑥調整交付金相当額	46,205	47,708	48,699	142,612	49,730
⑦調整交付金見込額	99,341	100,855	100,125	300,321	103,338
⑧準備基金取崩額				67,100	0
⑨財政安定化基金拠出金見込額				0	0
⑩保険料収納必要額(⑤+⑥-⑦-⑧+⑨)				451,907	203,039

4 所得段階別被保険者数の推計

各段階における将来の所得段階別第1号被保険者数を推計した結果は以下のとおりです。

(単位：人)

	所得段階別第1号被保険者数					基準額に 対する 割合
	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	第7期 合計	平成 37年度	
第1段階	1,150	1,141	1,131	3,422	1,029	0.50
第2段階	542	538	534	1,614	486	0.75
第3段階	323	320	318	961	289	0.75
第4段階	341	338	336	1,015	306	0.90
第5段階	322	319	317	958	288	1.00
第6段階	444	440	437	1,321	398	1.20
第7段階	265	262	261	788	237	1.30
第8段階	92	91	91	274	83	1.50
第9段階	99	98	97	294	89	1.70
第1号被保険者数	3,578	3,547	3,522	10,647	3,205	
補正後第1号被保険者数	3,059	3,032	3,010	9,101	2,741	

※補正後第1号被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。

5 保険料基準額の算定

保険料必要収納額と予定保険料収納率及び補正後第1号被保険者数により、介護保険料(月額)の基準額は4,180円となります。

	平成 30～32 年度(第7期)	平成 37 年度
①保険料必要収納額	451,907 千円	203,039 千円
②予定保険料収納率	99%	99%
③補正後第1号被保険者数	9,101 人	2,741 人
④保険料基準額(月額) (①÷②÷③÷12)	4,180 円	6,236 円

6 所得段階別保険料の見込み

第7期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	対象者の要件	基準額に対する割合	介護保険料(円)	
			年額	月額
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.50	25,080	2,090
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下	0.75	37,620	3,140
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が120万円を超える	0.75	37,620	3,140
第4段階	○本人が町民税非課税(世帯員課税)かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.90	45,150	3,770
第5段階(基準額)	○本人が町民税非課税(世帯員課税)かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円を超える	1.00	50,160	4,180
第6段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円未満	1.20	60,200	5,020
第7段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円以上200万円未満	1.30	65,210	5,440
第8段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が200万円以上300万円未満	1.50	75,240	6,270
第9段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が300万円以上	1.70	85,280	7,110

第6章 計画の推進

第1節 住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築

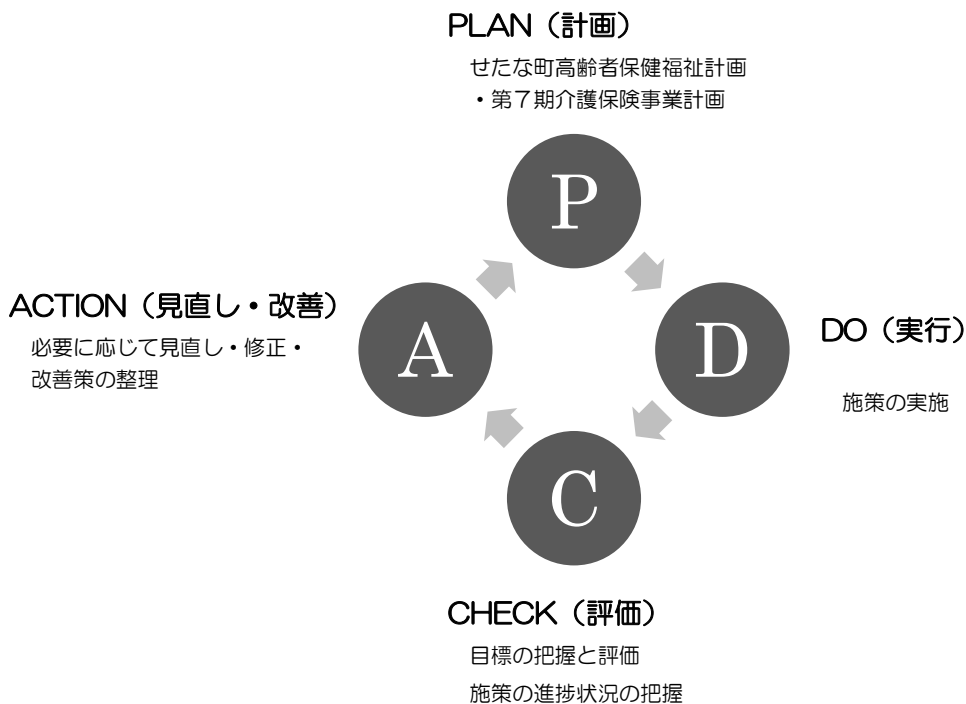
本計画を推進するにあたり、庁内の関係各課が連携し、情報の共有化を図り、横断的に施策の展開を図ることはもとより、高齢者を含めた幅広い住民の地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するよう、各団体等との協力体制の構築を図ります。

第2節 地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していく上で、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。地域で高齢者を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図っていきます。

第3節 計画の点検・評価

本計画の進行管理については、その実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。



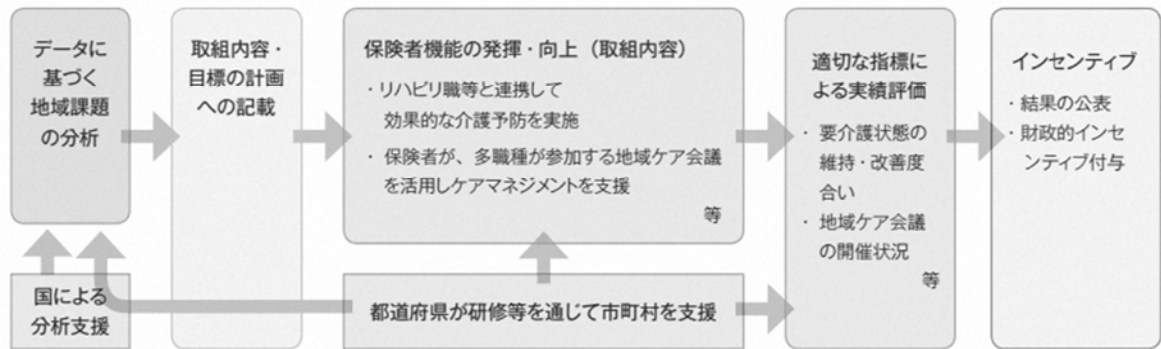
第7章 介護保険制度の改正

第1節 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組

保険者である市町村においては、高齢者の自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化されます。

- 「見える化」システム等の国から提供されたデータをもとに課題分析を行い、自立支援・重度化防止に向けた取組内容と目標を介護保険事業計画に記載。
- 北海道による市町村に対する支援事業の創設
- 財政的インセンティブ付与の規定の整備

■ 「保険者機能の強化」によるインセンティブ付与までの流れ



資料：厚生労働省資料

また、保険者機能の強化に関連して、下記についても取組が進められます。

- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能型居宅介護支援等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- 認知症施策の推進（新オレンジプランの推進）

第2節 医療・介護連携推進等

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されます。

これに伴い、現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長（平成36年3月31日まで）することとされました。

また、高度急性期から在宅医療・介護までの一連的なサービス提供体制の一体的な確保を図

るため、北海道が作成する第7次医療計画、第7期介護保険事業支援計画との整合性をこれまで以上に確保することが必要となり、医療・介護の連携に関し、北海道による町に対する必要な情報の提供その他の支援が行われます。

■新たな介護保険施設の概要

名 称	介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
機 能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供 ※介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づけられる。
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

第3節 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

1 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されました。

また、地域福祉の推進理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

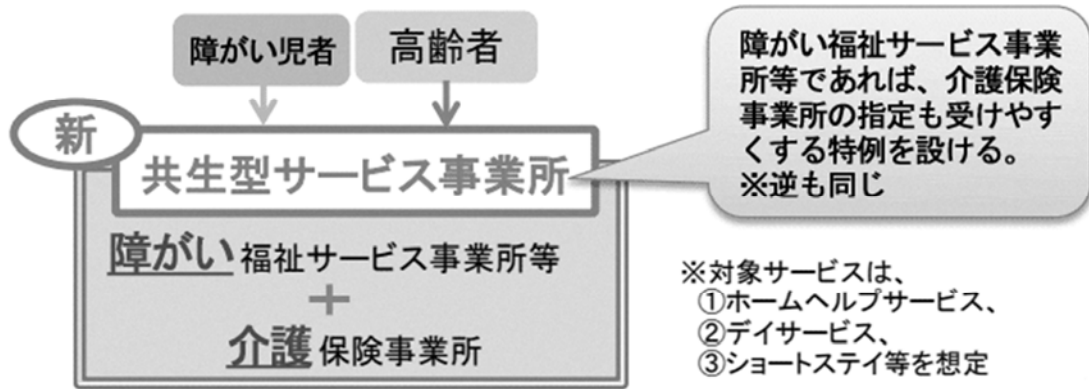
- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備（市町村社協、地域包括支援センター、相談支援事業所等）
- 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備

これらに伴い、市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられることとなりました。

2 新たに共生型サービスを位置づけ

高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられました。

■新たな共生型サービスのイメージ



資料：厚生労働省資料を一部改変

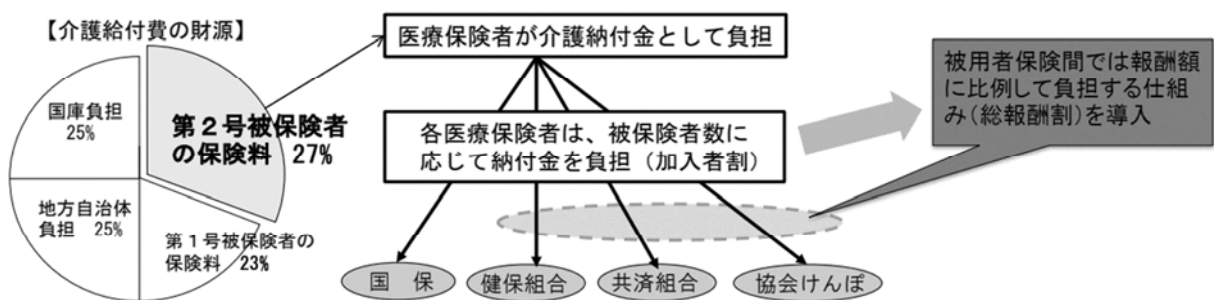
第4節 現役世代並みの所得のある人の利用者負担割合の見直し

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現行2割負担者のうち特に所得の高い層（年金収入等340万円以上）の負担割合が3割となります。（ただし、月額44,400円の負担の上限あり）

第5節 介護納付金における総報酬割の導入

現行では、各医療保険者は、介護納付金を2号被保険者の「加入者数に応じて負担」していますが、これを被用者保険間では「標準報酬総額に応じた負担」となります。（激変緩和の観点から段階的に導入）

■総報酬割の導入のイメージ



資料：厚生労働省資料を一部改変

第6節 介護保険の財源割合について

現行の介護保険の財源割合は第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%となっていますが、平成30年度から第1号被保険者は23%、第2号被保険者は27%に改正されます。

資料 1 せたな町地域総合ケア推進協議会設置規則

平成 18 年 4 月 1 日 規則第 22 号改正
平成 20 年 3 月 31 日 規則第 10 号
せたな町地域総合ケア推進協議会規則

(設置)

第 1 条 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で、明るく豊かに安心して暮らせるように、関係機関・団体及び地域が一体となって各種施策の機能的な展開を図るため、せたな町地域総合ケア推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議、推進するものとする。

- (1) 地域ケアの総合的な施策の調査・検討
- (2) 地域ケア推進のための基盤づくりの推進
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定・見直し
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画の策定・見直し
- (5) その所在宅福祉推進のために必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる関係機関・団体の代表者等で組織し委員は町長が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員
 - (2) 老人・心障・ひとり親家庭等の社会福祉団体
 - (3) 町内会・婦人会・青年団体等の地域団体
 - (4) 社会福祉協議会
 - (5) 健康づくり推進協議会
 - (6) ボランティア団体
 - (7) 老人福祉施設
 - (8) 医療機関
 - (9) 介護保険サービス事業所
 - (10) 関係行政機関
 - (11) 前各号に定める者のほか、町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び職務の代理)

第 4 条 協議会の会長は、せたな町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表して会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は会長があたる。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、せたな町保健福祉課内において処理する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 10 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

資料2 せたな町地域総合ケア推進協議会委員名簿

役職名	氏名	住所	選出区分
会長	高橋 貞光	北檜山区	せたな町長
委員	大木 浩三	北檜山区	せたな町北檜山区町内会連絡協議会長
委員	近藤 芳美	北檜山区	せたな町瀬棚北檜山地区民生委員児童委員協議会長
委員	内田 親秀	北檜山区	せたな町身体障害者福祉協会会長
委員	小林 安晴	北檜山区	せたな町社会福祉協議会事務局長
委員	松林 良子	北檜山区	せたな町健康づくり推進員協議会長
委員	工藤 久美子	瀬棚区	瀬棚ボランティアセンター運営委員会委員長
委員	田中 基己	大成区	特別養護老人ホーム大成生長園施設長
委員	中野 昇	北檜山区	道南ロイヤル病院事務長
委員	樋口 省三	瀬棚区	有限会社ケアステーションせたな代表取締役
委員	大屋 秀峰	北檜山区	北檜山社会福祉事務出張所所長
委員	今西 一憲	瀬棚区	NPO法人せたな共同作業所ふれんど所長
委員	横川 忍	北檜山区	せたな町立国保病院事務局長
委員	石田 隆	北檜山区	特別養護老人ホームきたひやま荘施設長
委員	松神 忠義	北檜山区	ヘルパー灯り所長
委員	植村 栄治	北檜山区	J Aきたひやま指定訪問介護事務所所長

資料3 計画策定経過

年	月	内容
平成29年	6～7月	・アンケート調査票検討 ・介護給付分析実施
	8～9月	・アンケート調査実施（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）
	7月	・第1回せたな町地域総合ケア推進協議会開催（スケジュール等）
	9月	・第1回介護保険サービス見込量報告（北海道に提出）
	10月	・第2回せたな町地域総合ケア推進協議会開催（高齢者・介護事業現状分析）
	11月	・第2回介護保険サービス見込量報告（北海道に提出）
	12月	・第3回せたな町地域総合ケア推進協議会開催（事業計画素案協議）
	12月	・第3回介護保険サービス見込量報告（北海道に提出）
平成30年	1月	・第4回せたな町地域総合ケア推進協議会開催（事業計画案最終協議）
	2月	・計画策定打ち合わせ会議（事業計画最終確認）
	2月	・第4回介護保険サービス見込量報告（北海道に提出）
	2月	・せたな町総務厚生常任委員会等へ説明報告
	3月	・事業計画の印刷及び製本



せたな町
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

平成 30 年 3 月 発行

発 行 せたな町
編 集 せたな町 保健福祉課

北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島 63 番地 1

(電 話) 0137-84-5111

(F A X) 0137-84-5065
